

第1次「シーガイア支援基金」の住民監査請求

日時：2000年3月14日 15:00～17:00

場所：宮崎県監査事務局会議室

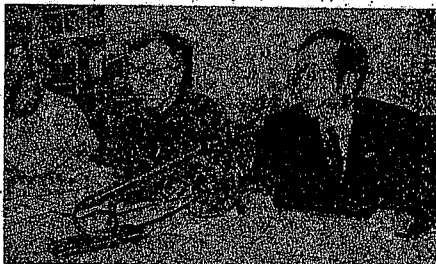
資料集目次

1. 後藤 好成氏 (宮崎市) p.1~8
2. 栗原 哲夫氏 (小林市) p.9
3. 入江 秀子氏 (都城市) p.9
4. 木佐貫 文代氏 (清武町) p.10
5. 児玉 武夫氏 (宮崎市) p.11~13
6. 平野 千恵子氏 (宮崎市) p.14
7. 渡部 学氏 (日向市) p.14~15
8. 橋本 由里氏 (綾町) p.16

参考資料

1. 久島昌志氏(宮崎市) p.17～21
2. 伊藤一郎氏(延岡市)代理人佐藤誠氏 p.21～22
3. 新聞報道記事 p.23～25

60億円出資 予想外の反発



「シーガイアは公益性がない」と訴える後援代表
(石)ら市民団体関係者

西日本新聞
2000年2月19日

櫻痴のシノブ子と名乗、男が割腹に突合
に及ぶと生口を奪ひ出せし人曰、官
牌はシノブ子ナリナ、金輪が雄事ヲモエ
ニシテ、自他無情の情を有する者歟、雄
事無きを起し、た、男の不情出、に「公
孫がな、」と云ふ雄事無、高橋がシノブ
子の雄事無を補助し同州じた由を述べた
後、櫻痴は男を起し、た、雄事無の雄事
ナリと云ふ雄事無の雄事無の雄事無
と云ふナリと云ふ

38市町村 草の根参加急速に

「県民の怒り広がる」

シーガイア支援基金に住民監査請求

[illegible]

賜がシカ子や種を授けた國で
金六十萬兩の公的資金を對して債

「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会

2月18日に宮崎県監査事務局に提出された 住民監査請求書

宮崎県職員措置請求書（住民監査請求書）

宮崎県知事に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

宮崎県知事は本年1月21日、財団法人宮崎コンベンション・ビューローに対して、フェニックスリゾート社（以下単にシーガイアという）に対する資金援助を目的とした60億円の公的資金の支出を実行しました。しかし、今回の公的資金の投入は、次に述べる理由で公益上の必要は何ら存していない違法不当なものです。

- (1) 補助対象とされるシーガイアは営利目的の観光娯楽施設であり、事業自体に何らの公益性も存在しない。県もシーガイアは私企業にすぎず公益性はないとして、県民に対する資産公開も十分にはしていない。
- (2) シーガイアは創業以来毎年200億円前後の赤字を計上し、今日では1,115億円の累積赤字を含めた総額2,700億円近くの負債を抱えて、主力銀行の融資停止を受け、県を含めた借入先への返済もできない経営破綻状態になっている。更に、シーガイアは、宮崎市の固定資産税9億円も滞納している。
このようなシーガイアに対し、例え60億円全額を援助したとしても焼け石に水であり、観光産業の振興にも何ら役に立たないその場しのぎの捨て金にしかならない。
- (3) 今回の公金の9割以上がシーガイアに与えられ、他の観光業者にはほとんど支給される予定はない。これでは、税金の使い方としてきわめて不公平で、著しく公正さを欠く。
- (4) 宮崎県は、現在、7,000億円以上の財政赤字に苦しんでおり、税金である60億円近くの大金を、破綻しかけた一私企業のために無償で与える余裕はない。
- (5) シーガイアに対し、宮崎県は出資額以上の公金を負担するどのような義務も負っていない。このことは、県知事自身が県民に対し繰り返し説明し、約束してきたことである。
- (6) コンベンション・ビューローは、基金管理の経験も能力も有しておらず、県民を代表する組織でもない。また、同財団の基金支出については、県議会や監査委員の監督機能も及ばない。しかも、シーガイア副社長及び元副社長が同財団理事を務めるなど、同財団における審議の客観性にも強い疑いが残る。このような民間団体に60億円もの公金の管理、支出方を任せる不透明なやり方自体が、不当・違法である。

以上のように、今回の公的資金の支出は、何ら公益上の必要が認められない違法・不当なものであり、地元マスコミの県民世論調査によっても、約60%の人が支出に反対の意を表しています。

そこで、宮崎県知事がコンベンション・ビューローに支出した60億円を、宮崎県に返還させるように知事に勧告されることを求めます。

2. 請求者

別紙のとおり

請求者は、貴職に対して地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2000年2月18日

宮崎県監査委員殿

1. シーガイア支援を目的とした60億円公金支出は、何らの公益性もない違法・不当なものである！

シーガイア支援基金住民監査請求 請求人ら代理人 弁護士 後藤 好成

1. はじめに — 経営危機にあるシーガイア支援がねらいの公金支出

今回県知事が国際コンベンションリゾート宮崎振興基金に対してなした 60 億円の公金支出は「県内の観光産業の振興」を目的としてなされるとされている。

しかし、支出がなされた時機、動機、使途からして、その目的が主力銀行の融資停止を受け、経済的苦境に陥ったシーガイアの支援にあることは明らかである。

今回の基金設立及びこれに対する公金支出構想は、昨年 11 月に県によって突然持出された。これは昨年6月にシーガイア平成 11 年3月期決算で累積赤字が 1,115 億円と 1,000 億円台を超えたことが公表され、昨年9月に主力銀行である第一勧銀がシーガイアに融資停止を通告したこと、これに伴いシーガイアが債権者等（宮銀、県）への返済ができなくなり、宮銀等へ返済猶予を求めざるを得ない段階に至ったこと、このままではシーガイアとしても従業員への給与の支払い、取引業者への毎月の支払い等にも支障が生じること等、シーガイアがこのままでは倒産の危機を招きかねない経営破綻というべき状況に陥ったという事態を踏まえ、このシーガイアへの緊急の援助の必要から今回の基金設立・公的資金の支出構想が突然持出されてきたというのが実情である。

2. 私企業への公金支出が認められるのはどのような場合か

ところで、今回の公金支出は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めた地方自治法第232条の2に基づいて支出されたものである。

そもそも同法に基づいて地方公共団体が行う補助金の支出の対象とされるのは、主に地方公共団体以外の私人・私企業等であり、しかもそれは反対給付を受けることのない無償の交付である。従って、主に特定の私人・私企業だけに補助金の交付をする場合、補助金を受けられない者との間に不平等な状況が生じるおそれがある。しかも補助金の財源は国民・県民の税金であるのに、これを費消するのは補助を受ける私人・私企業である。従って、公金支出にあたってはとりわけ濫費の防止がはかられ、住民に対する公金支出の公開性、即ち十分な説明と納得がはかられていなければならない。

以上のような観点からみて、地方自治法第232条の2にいう「公益上の必要性」があるというためには、①地方公共団体に財政上の余裕があること、②公金の支出目的・趣旨が公益性を有すること、③補助の対象となる事業活動内容が地方公共団体やその住民の大部分の利益につながることに、即ち、補助対象者が住民の利益につながる公益活動を行い、補助金はその公益活動に役立つこと、④支出の方法・支出額が相当であること、即ち支出の使用目的が明確になっており、その目的に対して必要最小限度の方法・金額にすべきこと、⑤支出が行政の公正さ（平等原則）を損なわず、特に補助を受けられない者との間に不平等を生じないこと、⑥支出手続が適法になされ、その使用について事後的な検査・監視体制が十分に整備されていること、等の点が認められなければならない。

しかし、以上に述べたように、公金支出に地方自治法 232 条の2にいう「公益上の必要性」が認められるための諸条件を、今回の公金支出について考えると、そのいずれについてもこれに当てはまるどころか、これらを著しく逸脱していると考えられるものばかりであって、シーガイアを支援目的にした今回の公金支出が法に定める「公益上の必要性」を到底満たしていないことは明らかである。

以上に述べた観点を踏まえ、今回の公金支出の違法・不当性について以下具体的に述べる。

3. 公益性のない営利観光企業シーガイア

補助対象となるシーガイアの事業に公益性がないことは以下の4点をみても明白である。

- ①そもそも公益性とは、住民の利益に役立つという意味では公共性より一段と住民への利益性が強く求められる概念であり、その事業体に公益性が認められるには事業活動が住民の利益・福祉に

密接かつ直接に役立ち得るものでなければならない。しかしシーガイアの事業内容は、高層ホテル・ドーム型人工海浜プール・高級ゴルフ場を中心とする観光娯楽施設であり、事業自体は株式会社として営利を目的とする私企業以外の何ものでもない。しかも、シーガイアは県外観光客を主な対象としていること、利用料金も全体として高いこと、ホテル・ゴルフ場と人工海浜プールが主力である等県民が長期滞在して気軽に利用できるような施設ではない。

- ②このように、シーガイアはその事業活動が県民の生活や福祉にとって直接的に役立ち得るものは何一つ存していない。

シーガイアで利用者が享受できるのはテニス・ゴルフのプレー、ホテルの宿泊と食事、人工海浜プールでの遊泳、会議の開催等であって、このような観光娯楽施設に公益性があるというのであれば、程度・規模の差はあれ、県内のゴルフ場・ホテル・旅館・有料屋内プール施設等にはことごとく公益性を認めなければならなくなる。しかも料金が安く、近くにあり、県民が気軽に利用しやすいという点からすると、シーガイアよりもはるかに県民の役に立っている観光施設も多くあろう。

- ③以上のように、シーガイアに公益性がないことは宮崎地裁のシーガイアに関する情報公開訴訟において、被告としてシーガイアの経理内容の開示を求められた県自身がシーガイアは私企業にすぎず、公共性・公益性はないと強調し、経理の開示を拒む理由にしているところである。

又、一ッ葉リゾート訴訟の宮崎地裁判決もシーガイアの本質が観光娯楽施設であり、公益性は備えていないと明確に判示している。

- ④なお、県や市が資本出資することにより第三セクターになっていることが、事業に公益性を与える理由にはならないことはいうまでもない。

問題は、事業の内容自体に公益性が存しているかどうかであって、むしろシーガイアのように何らの公益性も認められず、経営体としてみても当初から経営の見通しもないような営利観光企業に自治体が安易に出資することの方が間違っている。

このように、シーガイアの事業内容に何らの公益性も認められないことは自明であるが、シーガイアが潮害防備保安林として 200 年以上にわたって守り育てられてきた広大な松林を破壊し、その自然破壊の犠牲の上に建設されていることを考えると、公益性があるどころか、その設立の過程や存在そのものが反公益的であるといっても過言ではない。

即ち、広大なゴルフ場を含むシーガイア建設のために 10 万本の松が伐採され、松林の防災林としての機能は大きく破壊されたため、後背地住民は海岸からの津波・塩害等の日常的危険にさらされることとなったのである。

シーガイアが倒産し、もし建築物も含めて野ざらしの状態のまままで荒廃するようなことにでもなれば、シーガイア開発のためになされた自然破壊はまさに無残な形で放置されることとなり、元の松林に復旧するまでにはおそらく 50 年近くの歳月と莫大な費用を要すると考えられるのである。

このような意味ではシーガイアは、住民にとりむしろ反公益的であるとさえ言えるものである。

4. 売上・雇用創出・集客力の高さがシーガイアの事業に公益性を与え、これを特別扱いする理由にはならない

県は、今回の公的資金のほとんどを専らシーガイアに投入する理由として、「シーガイアの売上が県内に 250 億円の波及効果をもたらしている他、シーガイアは県内で最も集客力が大きく、県内の他の観光地への大きな波及効果があり、大きな雇用の創出があり、本県の観光リゾート施設の中でも大きな役割を担っている。」（県広報 平成 12 年 2 月号）ことを掲げている。

しかし、シーガイアを訪れる観光客が他の県内の観光地を訪れるとは限らず、波及効果は余りないという指摘もなされている。逆に、シーガイアが今後集客を狙って利用料金の低減化をはかることにより県内の他のホテルをはじめとする中小観光業者が客を奪われたり、競争により料金引下げを余儀なくされる等、不況の中で一層の苦境に陥る危険も心配されている程である。しかし、百歩譲ってシーガイアが売上額が多く集客力がある、雇用の創出がある等で、仮に県内の産業の振興の中で大きな役割を担っているものと評されるとしても、シーガイアを特別扱いし、これに無償で 60 億円もの公金を投入することを正当化することは許されない。

高い売上高と集客力と多くの雇用を有している県内の企業はシーガイア等の観光施設に限らず、銀行等の金融機関・デパート・ホテル・工場等々県内には他にも多くの有数の企業があるのであ

て、もし県のこのような論理が許されるとしたら、程度の差はあれ、県は県内の多くの企業に、経営の支援・救済のために数億から数十億円単位の公的資金を次々と投入しなければならないこととなる。現に、県内の宮崎交通や橋ホテルを買収した第一不動産等から公的支援や公的資金の投入の要請がなされているが、もし、今回のシーガイアへの公的資金の支援が認められその前例をつくることとなれば、今後このようにしてなされる県内の企業からの経済的逼迫を理由とした公的資金の投入の求めを拒否する理由はなくなるということとなろう。

しかし、現実には県内の有力企業がいかに経営的に厳しくとも、県がそのためにわざわざ基金を創設し、億円単位の公的支援をなした例はないし、他県や国自身もいかに大きな企業が経営危機に陥ろうと、今回のシーガイアの例のように、これに対して巨額の公的資金を無償で提供した例は聞いたこともない。

県のこのような税金の使い方を許せば、通常でも厳しい県の財政はたちまち破綻することになるのは目に見えている。

5. 捨て金となる経営破綻企業シーガイアへの公金投入

シーガイアは明らかな経営破綻状態に陥っており、今日時点での公金投入は明らかな捨て金である。シーガイアが経営破綻状態にあることは以下の点からも明らかである。

- ①シーガイアは創業以来、毎年 200 億円前後の赤字を計上しており、創業開始僅か5年の平成 11 年 3 月期決算で 1,115 億円の累積赤字、総額 2,680 億円の巨額の負債を抱えている。
- ②シーガイアの破綻は、以上の負債の状況の他、次のような点に現われている。
 - i 平成 11 年 9 月に主力銀行第一勧銀が融資停止決定をなしている。
 - ii このままでは従業員の給料支払困難及び取引業者への支払困難とシーガイア幹部が発言している。
 - iii 平成 11 年 9 月の宮崎銀行への債務返済停止（猶予申請）
 - iv 県に対する債務の返済停止
 - v 市税、固定資産税 9 億円の滞納

- ③シーガイアの売上・利用人員は、共に毎年減少傾向にある。

シーガイアは全面開業年の平成 7 年度に利用人員 285 万人で、219 億円の売上高をあげたことを最高に（なお、この年でも 220 億の赤字を計上した。）、その後は利用人員・売上高共に一度たりとも前年度の水準を保つこともできず、毎年確実に減少していきっており、シーガイアの平成 11 年度最終見込みでは利用人員 211 万人、売上高 181 億円となっている。平成 7 年度から平成 11 年度（見込み）までの 4 年間で利用人員にして毎年平均 18 万 5000 人、売上高にして毎年平均 38 億円の減少を続けているのである。

このように、シーガイアの経営破綻が構造的なものであり、先に述べた経営破綻状態が回復する可能性が存しないことは、これまでの経営収支に関する客観的数字が雄弁に物語っている。

シーガイアは、防潮保安林の 10 万本の松を伐採するという前代未聞の自然破壊を行い、2,000 億円もの巨費を投じて建設されたものではあるが、その経済的実態は、文字通り「砂上の楼閣」と呼ぶにふさわしいものであった。

6. 営業を続ける程、累積赤字が増大するシーガイアの破局経営

シーガイアの平成 11 年度見込みでは、全従業員の 2 割に及ぶ給与カット、県や銀行等への 11 年度の返済分の支払停止を考慮に入れたとしても、なお約 126 億円の経常赤字（従って、本年 3 月期決算で累積赤字は約 1,241 億円になる見通し）となる見通しとされている。

このことは、平成 11 年度も 130 億円の借入あるいは公金投入等他から運転資金の注入がないと運営が存続できないことを示している。

第一勧銀の融資条件は営業利益段階での単年度黒字であるが、このように平成 11 年度に単年度黒字になることは到底望むべくもないのであって、今年度に第一勧銀から赤字補填のための融資を受けられる可能性はまず考えられない。

平成 12 年度のシーガイアがたてた収支計画によると、221 万人の利用人員を見込んでいるが、これを前提にしても営業利益段階でも 13 億 7000 万円の営業赤字、償却後の収支では約 109 億円の経常赤字となっている。

前述のようにシーガイアの利用人員は、毎年平均 18 万 5000 人減少してきている状況であり、このような毎年の利用減の状況が平成 12 年度以降に逆に利用増に好転していく材料は見当たらず、今後の収益増はおよそ考えられないことである。

ちなみに、シーガイアの経営改善計画策定期間中の平成 12 年度の収入計画において、営業利益段階で単年度黒字となるには 198 億 6200 万円以上の売上高を確保しなければならず（平成 12 年度の営業経費は計画では 198 億 6200 万円となっている。）、そのためには利用料金の低減化を無視したとしても、平成 9 年度実績である 260 万人の利用人員（この時売上高 198 億 9000 万円）が確保されなければならない。しかしこれには、平成 11 年度見込利用人員 211 万人からすると約 50 万人の利用者増がなければならないが、これは毎年減少してきているじり貧の現状からみて、到底実現不可能と思われる数字である。

更に、営業利益段階ではなく、減価償却、負債の返済も含めた上での経常利益を生むためには約 330 億円の売上を上げる必要があるが、そのためには（これまでのシーガイアの利用人員と売上の関係をみると、利用一人あたり平均 7,500 円の売上が計上できるが、これから考えると）年間 440 万人の利用人員が見込めなければならない。しかし、330 億円の売上も 440 万人の利用人員も、シーガイア開業以来開業 2 年目の最高時（285 万人）の 1.5 倍の数字であり、これまた現状からすると到底望むべくもない天文学的数字である。

このようにシーガイアは、今後年間収支が黒字になることはおろか、営業利益段階での単年度黒字さえも全く望めないものであり、その負債の大きさからみてもその倒産はまさに時間の問題という他ない。倒産の可能性が極めて高い企業に無償で公金を投入援助して、どのような公益性があるのか。県民にどのような利益をもたらすというのだろうか。

そもそも公金支出に公益性が存するか否かという議論は、支出の対象たる企業が将来にわたって存続して事業活動をなし、それが県民に対し直接的な利益（福祉等）をもたらすことが前提とされているのである。しかし、シーガイアのように既に明らかな経営破綻状態にあり、今後の事業どころか近い将来の存続自体も危ぶまれているような企業に対する補助金支出は、それ自体が「公益性」を論ずる前提そのものを欠いていると言う他ない。

例えば、経営が破綻しかけ倒産の危険のある企業に担保もとらずに大金を貸付いたり、まして無償で交付するようなことをすれば、これを実行した会社の役員はそれだけで特別背任は免れないし、これを見過ごした監査役も個人責任を問われるのは明らかであるが、本質においては事はこれと全く同じ状況である。

もし、近い将来シーガイアが破産した場合、今回の 60 億円の支援で利益を得るのは県民ではなく、少しでも回収額が増える銀行等シーガイアの債権者だけにすぎない。

シーガイア自身がたてた平成 12 年度の収支計画からしても、たとえ市税の滞納、銀行、県からの借入債務の支払停止の状態のままであっても、営業資金自体に不足することとなる。このように来年も運転資金に不足が生じたら主力銀行の融資停止の状態でいったい誰がこれを支出・補填するのか、支出できなければ倒産を考えるしかないことになろう。このように考えると、県の論理からすれば、県は来年もシーガイアの経営破綻を避けるために再び同様の公金投入をせざるを得ないということにもなりかねないのである。

7. 自治省「第三セクターに関する指針」にも反するシーガイアへの公金投入

平成 11 年 5 月 20 日、自治省は全国の少くない第三セクターが赤字の累積等により経営が深刻化しているものがみられるとして「第三セクターに関する指針」（自治政第 45 号）を全国の自治体に通達した。これによると、第三セクターの経営が「深刻な経営難の状況にある場合は、経営改善の可能性を検討した上で第三セクター方式での事業の存廃そのものについても判断すべき」（第 4 の 1）とし、又、「経営の悪化が深刻であり、かつ将来の経営改善の可能性がないと判断されるものについては問題を先送りせず、早急に対処方針を検討」することを求めている。

そして、自治省は同通達で第三セクターの経営の予備的診断の参考例を挙げているが、これによると、単年度黒字とならず、累積欠損金が自己資本を超過（債務超過）し、しかもその欠損が事業計画どおりの累積欠損でない場合は「深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは事業の存廃をも含めた検討が必要」とされる C ランクにあたるとしている。

このような自治省が示した経営予備的診断基準からしても、累積欠損金が 1,100 億円を超える空前の債務超過企業体であるシーガイアが、自治省の通達の趣旨からしても、まさに問題を先送り

することなく、直ちに経営そのものの存廃を検討しなければならないＣランクの段階になっていることは明らかである。自治省は、同通達において第三セクターの「債権債務関係の整理にあたって、地方公共団体は出資の範囲内の負担…にとどまるというのが原則で、過度の負担を負うことのないようにすべき」とも指摘しているが、このような自治省の通達の趣旨からしても今回のシーガイアへの 60 億円近くの公的資金の投入は、自治省の指導にも著しく反する違法なものである。

8. 「県内の観光産業の振興」としながら、シーガイアへの一方的公金投入は不公平

今回の公的資金 60 億円のうち、シーガイアは 58 億円の交付を求めており、県もそれを予定しているものと考えられる。

そうだとすると、公的資金の 96.6%がシーガイアに投入され、残り全部を投入したとしても他の観光業者（企業）には全部合わせても 2 億円（全体の 3.3%）しか交付されないこととなる。

これは、不況の中で低迷する本県全体の観光・リゾート産業の振興のための支援基金の設立として支出された今回の公的資金の使用の仕方としては、極めて不公平である。

シーガイアの他にも県内には多くの有力な観光地と観光業者があり（ホテル、ゴルフ場もこれに加えると遥かに多くなる。）、今日の長引く景気低迷の中で厳しい経営状況が続いているのはシーガイアだけでないことは、あらためて言うまでもないことである。

ちなみに、県の広報誌によると、平成 10 年度の観光客総数約 1,200 万人、観光で消費した金額は約 1,100 億円と報告されているが、シーガイアの報告書によるとシーガイアの利用人員 230 万人、シーガイアの平成 10 年度売上高は 193 億円となっており、シーガイアは観光客数で全体の 19%、売上高で全体の 17.5%にしかすぎない。

今回の公的資金の支出の趣旨が本県の観光リゾート産業の振興のための基金の設立にあるというのであれば、本来は支援の対象とすべき業種・事業内容・事業者と支援による効果、支援の程度等を慎重に検討した上で、最も公平かつ有効な仕方援助を実行すべきである。しかも基金として活用する以上は、基本的にはその利息の活用かせいぜい期限付の貸付けによる等して、基金そのものを直ちに費消し消滅させてしまうやり方ではなくて、基金を長期間存続させるやり方で運用すべきである。

しかし、今回の公的資金の投入はその決定の動機・経過からして経営破綻に瀕しているシーガイアの救済としてなされており、「県内の観光・リゾート産業の振興のための基金」という、いかにも公共的であるかのような支出の名目とは裏腹に、公的資金の支出としてはきわめて不公平であり、基金の運用の仕方としても前例を見ない、異常という他ないものである。

9. 必要額や具体的使途も不明確のままでの公金支出

本来、公金の支出がなされるにはそれだけの金額の支出の必要性及び支出金額の具体的使用目的が事前に県民の前に明らかにされていなければならないし、その上で県民の理解と納得を得られるだけの十分な説明がなされていなければならないはずである。

本来なら 60 億円もの巨額の公金を経営危機に陥っている私企業の経営支援のために無償で投入しようというのであれば、まずその企業から予め経営改善計画を求め、その企業の経営改善計画の実現可能性があるかをよく吟味した上で、経営改善のためにどのような理由でどのくらい必要なのか、そしてそれがどのような使われ方をするのかを予め明らかにして、これを県民にはかるべき問題である。しかも、その際県民の理解と納得を得るための十分な説明と議論を経るべきであることはいうまでもない。しかし、今回の支援基金構想は昨年 11 月中旬頃に初めて県民に明らかにされたものであるが、支援対象とされるシーガイアの経営改善計画も具体的には示されてはおらず（それは、これから策定させるといことのようなではあるが）、従ってその支援資金の必要額・使途も殆ど明らかにされないまま構想公表からわずか 1 ヶ月で支出が決定されている。これでは多くの県民が納得しないのはあたりまえである。

支援基金への協力を県から求められている宮崎市の津村市長は「基金の使い道や効果が明確でなければいけない。税金の運用は県民の支持がないとできない。」との見解を示しているが、まさにそのとおりであり、この点でも今回の公的資金の投入は税金の支払者である県民の理解も支持も全く得られていない不当なものである。

ちなみに、今回の公的資金の支出については、昨年 12 月に宮日新聞の世論調査がなされたが、

これによると 60 パーセントの人が支出に反対の意を示している。県からシーガイア支援のための今回の基金への協力を求められた宮崎市周辺の町長・市長がいずれも支援への即答を避けるか、資金投入に難色を示しているのは財政的に余裕のないこともさることながら、今回の支援が住民の理解を得られないことを認識しているからではないかと思われる。これは「財政的な余裕はなく、町民の理解が得られるような説明ができない資金投入は難しい。」とした落合清武町長の発言に端的に示されている。

10. 7,400 億円の負債を抱える県に 60 億円もの公金を無償で供与する余裕はない

県は現在、県の借金である県債残高が 7,400 億円を超えている。これは毎年 200 億円返済しても完済までに元金だけみても約 37 年かかる負債額である。

しかも、県の負債は減少するどころか、平成 10 年度に前年度比 772 億円の増加、平成 11 年度に前年度比 360 億円の増加と毎年 300 億～700 億円近く増加しつつある借金財政である。要するに、県は借金が返済できるどころか、今日では毎年数百億円近くの借金をしないと財政的にやっていけない状態に陥っているのである。県自身がこのような極めて厳しい財政赤字の状況下でありながら、破綻状態にある一私企業のために 60 億円もの貴重な国民・県民の税金を投入する余裕は存在するはずはない。このような状況で、敢えて投入を強行すればそれは県の財政赤字を更に悪化させ（借金を増やし）、結局はそのつけは全て県民に回ってくるだけである。

今回の公的資金投入については、県はシーガイアのある宮崎市周辺の市町村に基金への参加（公金投入）を呼びかけているが、新聞報道によると、清武町、佐土原町、高岡町の各町長が財政に余裕がないとか、町財政が厳しいとしている。まさに、このような町長の反応こそ国民・住民の税金を預かり、いずれも厳しい財政状況の中で住民のための支出のやりくりを真剣に考えている自治体の正常な対応であり、自らも 7,400 億円もの債務にあえぐ県が、60 億円もの巨額の公金を構想・公表からわずか 2 ヶ月で支出することは県知事や議員個人の資金でないからこそできる異常な財政感覚という他ない。

百歩譲って、仮に県として 60 億円の公金の援助が必要だとしても、それが 60 億円という巨額であること、又、県の財政状況が厳しいことを考えると、それは貸付若しくは増資という形にして県の資産としての減少を極力避ける方法をとるべきであるが、今回はそのような点は当初から検討しようともせずに全額丸投げというべき完全な無償の供与である。この点でも税金の使い方としてまさにシーガイアのためにはなりふり構わないとでもいうべき極めて不当なものという他ない。

11. 出資額以上は出さないとした県知事の公約に違反した公金投入

シーガイアは営利事業を目的とする株式会社であり、県は現在、全資本額の 4 分の 1 にあたる 7,500 万円を投資しているが、その投資額以上に資金を負担するどのような義務も負っていない。

シーガイアの経営の問題に関連して、シーガイアに県の公金が投入されるのではないかとという県民の不安の声に対して、県知事自身が県議会において「県の責任は出資分の 7500 万円しかない、税金の投入はあり得ない。」と繰返し答弁・約束し、出資額以上の税金投入の可能性を否定し続けてきた。

それを昨年シーガイアの累積赤字が 1,100 億円を超え、主力銀行が融資停止に踏切るという経営破綻状態となり、もはや公金投入してもその効果は極めて疑わしいと思われる時点で、突然県民への約束を翻して、しかも事前に県民に何ら十分な説明と議論の機会も与えず、県民の理解も得ないまま、急遽巨額の税金の投入を立案・決定するという支出の仕方自体、納税者である県民無視の極めて不当なやり方である。

そもそも県は、シーガイア周辺の環境整備のためにシーガイア地域及びその周辺の土木整備事業をなしており、これまでの税金投入額は宮崎市と合わせると 300 億円を超えるといわれている。更にこの他にも県はシーガイアに対して既に 60 億円を無利息で特別に融資しているが、これも今日では返済停止状態となっている。シーガイアの倒産はこのままでは避けられない状態であるが、そうなれば県・市が支出した土木事業費の大半が無駄金になり、かつ無利息の 60 億円の貸付金もそのまま焦付いてしまうこととなり、このために国民・県民の巨額の税金が不毛の砂上に消えたことになってしまうのである。

にもかかわらず、更に今回 60 億円をシーガイアに投入することは、更に国民・県民の税金の果

てしない監費を招くことになるのである。

12. 財団法人宮崎コンベンション・ビューローには公金の公正な管理・運営は期待できない

財団法人宮崎コンベンション・ビューローは、そもそもは会議・催しの県内への誘致等のために設立され活動をしてきた民間組織であり、基金を管理・支出・運営するような事態は定款にも何の記載もされていなかったことから明らかなように、全く予定だにされていなかった組織である。

従って、同財団は数十億円もの基金を管理・支出する経験も能力もそもそも有しておらず、その基金管理能力は極めて疑わしい。

しかも、これは財団法人とはいえ、私的な一民間団体であるにすぎず、同財団に基金の管理・支出については通常県の支出の場合に必要な県議会の同意・承認も必要ない等、県議会や監査委員の監督機能も全く及ばない。

基金の管理・支出は結局、財団法人宮崎コンベンション・ビューローに一任されているが、これでは財団法人宮崎コンベンション・ビューローの役員（理事）の考え次第で基金の使途が県民の意思に拘束されずに自由にできることとなり、その恣意的運用も可能となる（同財団の基金支出・運用に不正があっても県民はそれに対し住民監査請求もできないのである。）。

ちなみに、財団法人宮崎コンベンション・ビューローの役員は、理事長の塩見氏がシーガイアの設立発起人の一人であると同時に、シーガイアの株主の宮崎ガスの会長を務めているのをはじめ、宮崎交通・宮崎銀行の役員・元役員が理事を務める等、理事の少なくない部分がシーガイアの出資している会社の代表者あるいは元代表者もしくはシーガイアの設立発起人であり、しかもシーガイアの副社長中村 浩氏や執行役員（元副社長）浦部晃一氏が理事に名を連ねている。このようなシーガイアの関係者が理事の中に多数存する状態で、財団法人宮崎コンベンション・ビューローが基金管理・支出の公正な判断ができるか極めて疑わしいところである。

13. おわりに ― 茶番劇 60 億円公金支出の厳正な監査と県知事への返還勧告を求める

今回の公的資金が、当初から、専ら破綻に瀕したシーガイアの救済を目的として出されていること、そしてそれが県民・国民の貴重な税金からの巨額の支出であるにも拘らず何らの公益性も有しておらず、県民の理解も支持も得ていないことはこれまで述べてきたとおりである。このように、県の公金支出の本音がシーガイアの支援にあることは誰の目にも明らかであった。

従って、本来なら他の多くの自治体がなしてきているように、県がシーガイアに直接公金を支出すべきところを、県は敢えて本県の観光産業の振興のためにという大義名分を掲げて、そのための基金を設立し、これを宮崎コンベンション・ビューローに管理運営させることとし、シーガイアへは同基金からの支出という形で援助を実行しようとしている。

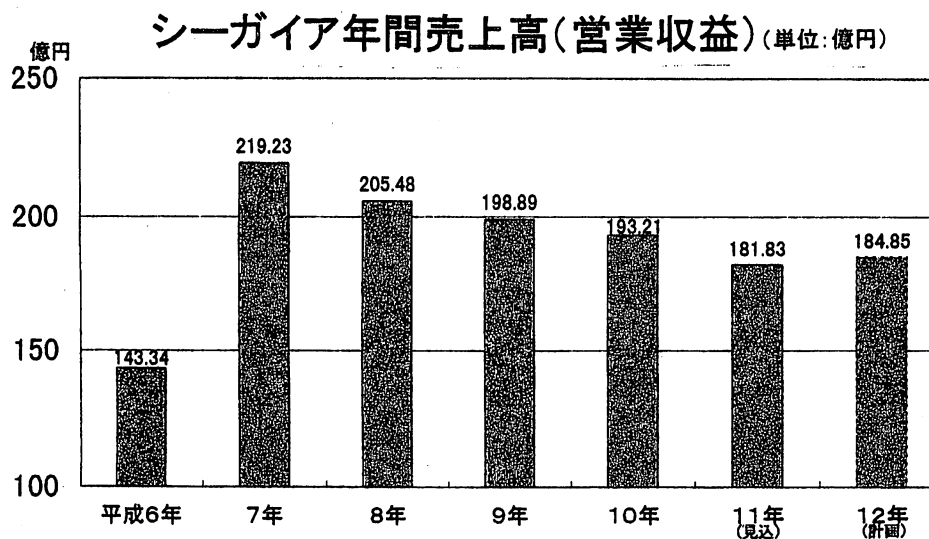
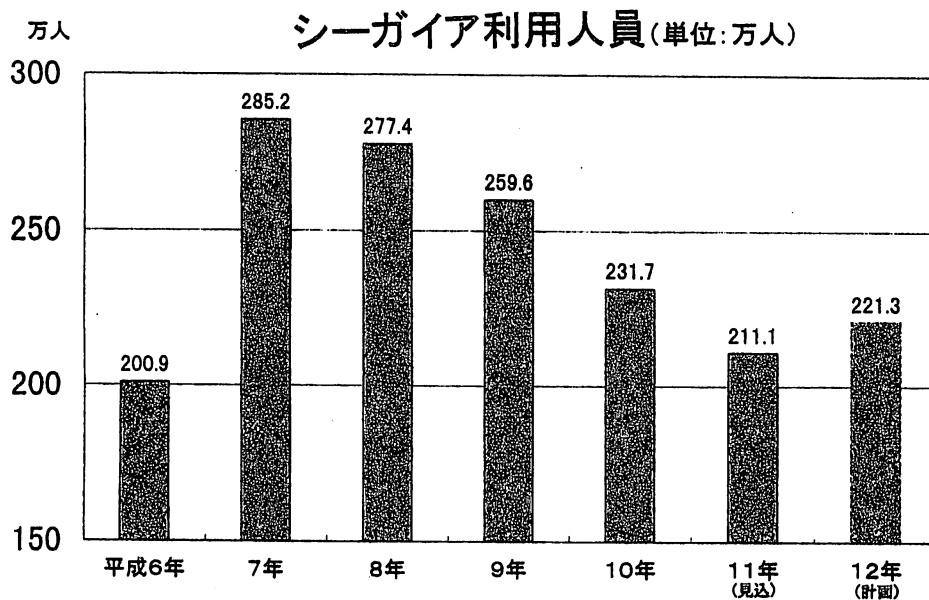
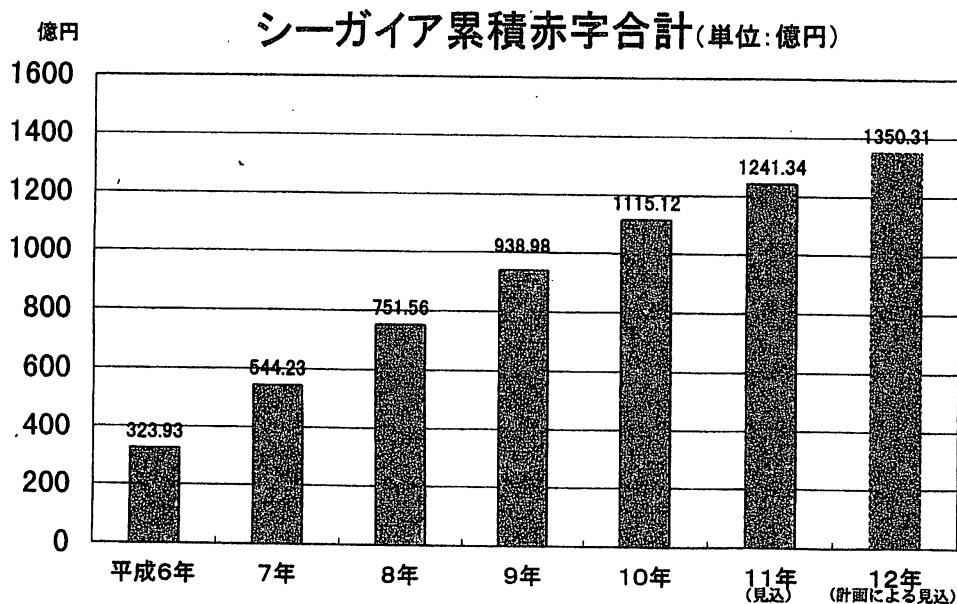
しかし、先に述べたように財団法人宮崎コンベンション・ビューローはそもそも基金管理の経験も能力もなく、定款にその目的さえも有していなかった。しかも同財団の理事長はじめ役員は少なくない部分がシーガイアの関係者である。このような財団の定款を泥縄式に慌てて改定し、これを待って直ちに 60 億円を同財団に支出して、後は同財団の責任と判断という形でシーガイアへ公金を支出させる。― 県がこのような回りくどい方法を敢えてとったのは、基金から財団が支出したという形をとることによって 60 億円もの税金を破綻したシーガイアに投入するという県民が到底納得しない理不尽なやり方に対する県民からの激しい批判をかわし、他方、地方自治法（第 232 条の 2）違反による住民からの法的責任追求を避けるための姑息な方策ではないかという疑いを強くせざるを得ない。しかし、そうだとすれば、このような県のやり方は県民を著しく愚弄するものであり、まさに茶番劇としか言いようのないものであって、これは住民無視の背信的行政だと言わねばならない。

以上みてきたように、今回の県知事によるシーガイア支援目的の公的資金の支出はどのような角度からみても公益上の必要性は認められず、地方自治法（第 232 条の 2）や自治省の方針にも違反する違法・不当なものといわざるを得ない。

監査委員におかれては、今回の公的資金支出の不当性・違法性について厳正に審査された上、県知事に対して、本年 1 月 21 日県知事が国際コンベンションリゾート宮崎振興基金に支出した公金 60 億円を県にすみやかに返還するように勧告されるように求めます。

フェニックスリゾート社の経営実態

(フェニックスリゾート社損益計算書推移表及び経営改善計画策定期間中の損益動向表より)



2. 栗原哲夫氏の意見陳述要旨

私は、小林市で飲食店、鯉料理「泉の鯉」を経営している業者です。

県道1号線で小林市内から、生駒高原、えびの高原に向かう途中、高速道小林インター下の谷間の中にある小さな小屋です。利用客は県外の客40%、県内客約60%です。主に観光客の皆さまです。団体客より個人客中心の店です。業者を通した団体は取りません。業者のピンハネと売掛金が嫌で、お断りしています。私の方針で、仕入れも現金・売りも現金で、おかげで借金は一銭もありません。もちろん、シーガイアの恩恵はありません。だって団体観光客を乗せたバスは、鹿児島から霧島、宮崎市へと流れて行きます。波及効果はどこ吹く風です。ご来店客の皆さまに、どこからおいでと聞いております。シーガイアからとの答えはありません。

私の家計は三代続いた貧乏人です。よく世間様は、「上見て暮すな、下見て暮せ」と教えますが、私の下には誰も居ません。上の人ばかりで、だから上見て暮しました。俺もいつかはと思い、今があるのだと思います。子供の頃、よく「願人坊主」、物貰いなどが来れば、ソロソロと付いて回り「カンジン、カンジン」と悪口を言って逃げまわって遊んだものです。きっと子供心にも自分より、下の身分と思っていたのでしょうね。

「ふりむけば、霧島さんは、霧の中」山頭火

彼も願人坊主、勧進坊主でした。門付で銭や米、鉄鉢に焼酎を受け、酔いしれて、貧しくも豊かな一生を送りました。今はなつかしく思います。

私も商売が好きで、この道に入りメシを食っています。アキナイは牛のヨダレのように細く長くネバリ強くアキズに続けろと教わりました。道によってカシコシでは。

シーガイアの社長さん佐藤さんとかいわれる人は、立身伝中の人だと聞きました。若い頃川草とかで、商品を作り資産を貯めたとか。昔も今も店を持つには、知恵と努力で稼ぎ、店を大きくしてきました。当たり前のことです。

店構えが大きく成り過ぎると、いばりくさる人がいるものです。入門生来の善を忘れ、人のフンドシで相撲をとる。しかも、貧しい人々から宝を取り上げる。悪いくせが出てきます。60億円。安いものです。銀行やゼネコンにくれてやる、70兆円とかに比べたらタダみたいなもの。しかし、私の店の年間売上に比べたら60年分、まわりの業者は1千万円もない人々がゴロゴロ、彼らの600年分、年収100万円のパートさんは6,000年分、飲まず食わず働いて、気の遠くなる宝を、平気で投げ捨てる。県知事、県議会、官僚、それを受け取る大金持ちの業者、自分たちの失敗を棚に上げ、国民、県民の宝を自分の物にしようとする輩は、いやしい願人坊主以下の人たちですね。きっと山頭火が生きていれば何と詠んだでしょう。まず、自分が裸になり全部投げ出してから、物乞いは、してもらいたい。世のため人のためみたいな、波及効果うんぬんは、言わないでもらいたい。

私たち業者は、昼も夜もなく年中無休で働いているのに、年間売上減です。私の店でも95年～99年の5年間で売上高24%減です。労働時間の短縮、週休2日制など、休日を多くとれば全国的に観光業者も潤ってきます。しかし労働者の懐具合が良くならなければ駄目です。零細業者には耐えられない重荷です。60億円の何分の一でも廻すべきです。また消費税上げろなど寝言は言わないでほしい。

60億円投入に県議会議員のうちたった一人しか反対意見が出なかったとは、いつかは目に物を見せてやりたい。褌(みそぎ)が待ち遠しい。

3. 入江秀子氏の意見陳述要旨

都城市の入江秀子と申します。私は6年前、夫の退職後、気候温暖で自然の豊かな、そして物価も全国一安いという宮崎へ、情報誌だけを頼りに東京から移住して来ました。今では、たまに子供達のいる東京へ行くと、3日も経たないうちにもう都城へ帰りたくなってしまいます。東京の人込みと汚れた空気に堪え難くなってしまうのです。宮崎は私にとって本当に暮らしやすい土地です。宮崎の良さは枚挙にいとまがありませんが、特に日南海岸の美しさは、伊豆や房総の海岸以上だと私は思っています。

東京に居た頃は宮崎にシーガイアというリゾート施設があるという事を知りませんでしたし、都

城に住むようになってからも、噂で入場料の高いことだけが耳に入ってきて、足を運ぼうとは思いませんでした。私がシーガイアを実際に見たのはグリーン博宮崎の 때가最初でした。アクセス道路からあの高層ビルが目に入ったとき、本当に度肝を抜かれました。太宰治の小説「富嶽百景」に「富士には月見草が良く似合う」という有名な一節がありますが、その瞬間「日南海岸にシーガイアは似合わない」と思いました。

専門的なことは何も分かりませんが、宮崎に以前のように観光客を呼ぶためには巨大な施設を作るのではなく、宮崎にしかない自然と風土と伝統を生かした観光開発のやり方が他にきっとあったのではないかと思います。ではどうすればいいのか、対案を出せと言われても困るのですが、英知を提供してくれる専門家はたくさんいた筈です。

しかしもうシーガイアは出来てしまっています。今更後戻りは出来ないと焦った結果が今日の悲劇を生んでしまったのでしょうか、私はもはやシーガイアを廃墟にするしかないと思っています。日本科学者会議宮崎支部でまとめられた「市民からのまちづくりの提案」には、とても創造性に富んだたくさんの提案がなされており、それが実現すれば素晴らしい事だとは思いますが、はたして膨大な借金を返済し、さらに資金を投入して施設を作り替えることなど現実問題として可能なのでしょうか。それ以上に、この施設を利用することは、唯々諸々と「負の遺産」を引き継いでいくに他ならないという気がします。

この施設を作ったのは大きな罪を犯したことだと言っても過言ではないと私は思います。自然破壊、環境破壊、血税の無駄遣い、これが罪でなくて何でしょうか。多くの反対を押し切って建設を強行した人たち、それを持ち上げたマスコミ、そういう政治家を選んでしまった県民、皆がこの事に痛みを感じなくてはなりません。そのためには広島県の原爆ドームやアウシュビッツのホロコースト記念館などの様に、シーガイアも県民の負の遺産として一ツ葉海岸に永久に廃墟を晒したらいいのです。

以前、ある大手都市銀行の海外支店に勤務する娘の夫が帰国し、「宮崎は大変なお荷物を背負い込んでしまいましたね、あれはもう救い様がないでしょうね。北海道拓殖銀行に致命傷を負わせたのも、今は廃墟になっているホテルでしょう、シーガイアも同じ道をたどるしかないでしょう。海外の銀行マンの間でもそれが通説になっていますよ」と言っていました。その様な施設に公金を投入する事は、罪をさらに重ね、傷口を一層深めるに過ぎないと思い、矢も楯もたまらずに、監査請求の一員に加わらせていただいた次第です。

なお、その意志があっても自筆で署名できない人のために是非しかるべき処置を講じていただけますよう、お願い申し上げます。

4. 木佐貫文代氏の意見陳述要旨（事務局へ寄せられた県民からの声）

(1)電話で寄せられた件数：期間中に 47 件受け付けた。どなたの気持ちも怒っていた。

(2)県民の声の抜粋

- ・既につぶれている会社に公金を使うのは無駄使い。
- ・従業員の給料をカットする前に上(役員)のカットをしろ。
- ・住民投票に値する支出だ。
- ・サミットまでの食いつなぎに過ぎない。
- ・リゾート法までも支援することがあるのか。
- ・私財を無くし自殺を考えている人がいる。一部の資産にだけ税金を投入するのは許せない。
- ・サミット二日間のための支援にすぎないから反対。
- ・存続しても人が来るとは限らない上に、メンテナンスも莫大な金が必要だ。負債が膨れ上がる。
- ・利益の出ない会社に貸した銀行にも責任がある。それがバブルを生んだ。

(3)宮崎市住民からの意見

- ・私立高校に通っている家庭の負担が大きくなっている。市民にとって何の利益にもならないシーガイアへの税金投入をするならば、教育や福祉にもっと税金を投入するべきだ。
- ・青島の観光への支援がシーガイアと比較すると減っていることに不満が出ている。県営の国民宿舎「青島荘」が閉鎖されるのは納得できない、低料金で県民にとって利用しやすい国民宿舎こそ、リゾートとしてふさわしいので公金支援すべきだ。

- ・もともとシーガイアのリゾート地は潮害防備保安林の松林でした。伐採時は周囲住民から、それまで維持されてきた環境が変わるので大きな不安となっていました。今は国有林ではなく、フェニックス社に一部は払い下げされましたが、保安林であることは変わりません。裁判では、保安林は伐られても、保安林の代替物として、オーシャンドームやホテル45があるということが話し合われました。人工のものは年月が経てば老朽化しますが、代替物としての機能があることは、お忘れなきようにお願いします。潮害防備林こそ、本当の公益性があるはずです。
- また、オーシャンドームオープン時の記録破りの大雨で新工法道路が冠水。側溝を設備していないため、近隣住宅に冠水の水を流したことがあった。排水を流された住民の一人は、リゾートに反対したこともないのに、なぜ、こんな目にあわなければならないのかと嘆いていたことを記憶している。
- ・フェ社は常々、天候不良や神戸淡路の震災により関西の客激減などの天災を赤字の理由にしてきた。ゆえに、赤字の責任は住民にはない。利用金額を設定する上で県民感覚とは乖離した金額ゆえに、県民が「足しげく通う」リゾート地ではない。リゾート法の一号指定された翌年に県は、リゾートフォーラムを開き、宮崎をフランスのニースにしようと、フランスよりリゾート計画に関係した学者ジャン・バラデュール氏を招いて講演までしている。フランスでは下水道や道路のインフラを国が整備し、国民に利用しやすい金額を計画段階で決定し、その上にリゾート企業を誘致する方法を採った。しかし、県の企画調整部長は、フランスと日本ではリゾートの考えに違いがあり、日本のやり方で進めるべきだと回答している。今振り返ると、日本のやり方というようなものはあったのか？ 計画段階の不備やおごりが計画責任者にあったはずだ。他の意見を参考にする姿勢は必要だ。サミットも同様だが、会議は人集めが目的ではない。

5. 児玉武夫氏の意見陳述要旨

(1) リゾート創出でなく、利潤追求の大型開発

私は、1987年に総合保養地域整備法(リゾート法)が制定され、防潮保安林を伐採してのシーガイア建設に反対し、訴訟を起こした原告団の一人です。訴訟を起こした第一の理由は、防潮保安林10万本の伐採は自然を破壊する。第二は、大都市から遠く、交通アクセスの悪い宮崎で、超豪華な富裕層中心の施設で一般国民が憩えるリゾートではない。また経営も成り立たず、県財政に負担を負わせることになる。そして、第三は、シーガイアの事業閉鎖などによる新たな公害、自然破壊を作り出す危険があったからである。

リゾート法は、政府が対外経済摩擦の解消をアメリカから要求され、「内需拡大」の開発事業、大資本の利潤目的にした投資戦略であった。シーガイアは、このリゾート法による開発、経営方針にもとづき豪華で高料金、富裕層中心の施設として作られ、一般国民が憩うスポーツ・文化教養、レクリエーション施設ではなかった。

大都市から離れ、交通アクセスの悪さは事業経営にとっては致命的で、今日の事態になることは当初から明瞭だった。このことは、計画当初から県民の批判や意見として出されていた。しかし、松形県政と県議会は、県民のこうした声を無視して開発したのである。今日のシーガイアの経営破綻は、松形知事、それに賛成した県会議員(反対は共産党のみ)の判断の誤りで、事業経営に責任と発言権を持たない松形県政の失敗である。知事や県会議員は、まずそのことを自覚してほしい。

(2) 経営悪化時に先送りするな! 自治省指針

破綻状態にあるシーガイアに税金60億円を投入しても経営改善はできない、と県民の大多数は思っている。そしてさらに損害が増え続け、宮崎県はどうなるのか、不安が膨らんでいるのである。平成11年度の決算書によれば売上高193億円、営業費用299億円、営業損失106億円とこんな状態が創業以来続いている。誰が見ても経営は破産している状態である。

更に3月期の決算で累積赤字が予想を超えて1,225億円になることが開会中の県議会で公表された。フェニックスリゾート社も自らの試算で2001年には累積赤字が1,407億円を超えるとしている。第一勧業銀行が融資を停止するのも当然、倒産するような企業に金を貸す銀行はない。シーガイアはもともと県民を顧客とする発想はなく、富裕層相手の事業戦略であったから、赤字は構造的で事業を続ければ続けるほど、赤字・損失が膨らんでいく企業である。不採算部門を切り捨てれば立ち直れるというが、シーガイアの心臓部分を切り捨てるのだから、それはシーガイアではな

くなる。破産も同然のところに公金投入は、焼け石に水、捨銭と同じだと県民の多くはみている。それも新たな事業資金でなく、倒産を防ぐ運転資金の補助である。運転資金に公金投入は、前例がなく全国でも初めてでは…。

不採算経営体質のシーガイアは、配当金も利益も一度も生み出すことなく、その日の運転資金もなく失敗に瀕している。今回の公金投入によって運転しても、以後資金が枯渇しないという保障はない。その場合再び公金投入するのか。自治省は昨年5月、全国的な第三セクターの経営危機に対処する方針を示した。それは「経営悪化時には問題を先送りすることなく、事業の存廃そのものを判断すべき」としている。県民も、世論調査で明らかのように公金投入に反対している。県民の世論、自治省の指導に従って公金投入は直ちに止めるべきだ。

(3) “公益” とは何か

60億円の税金投入は、違法・不当で地方自治法に反している。それはシーガイアに公益性がないからである。県は、シーガイアの情報公開を求めた裁判では「公益性はない」と主張している。ところが今回の公金投入では「公益性がある」と言っている。ご都合主義、自分の都合によって“公益”の基準が違っている。松林伐採の裁判判決では「公益性はない」と判示された。

“公益”とは「国家または社会公共の利益ということで、広く世の中の人を益すること」である。シーガイアは広く世の中を人の利益を守る事業、例えば水道、ガス、電気、鉄道、電信、電話などのような公益事業ではない。ではシーガイアにどんな公益性があるのか。

シーガイアの本質は観光娯楽施設である。その社会的公益性の比重は微々たるもので、外国のリゾートのような低料金、自然の中で長期に憩える施設、無料の公園施設などなら公益性もあるが、シーガイアは駐車場を含め全て有料で弁当も持ち込めない。利潤追求だけで、公益性はない。あるとすれば雇用問題ぐらいであるが、今日ではそれも失われた。第三セクターだから公共の利益があるのか、それはない。自治体の参加は、地域に貢献するかのように見せかけ、乱開発や自治体の資金、権限を行使することで事業を正当化し、特定企業を利すること、また社会的信用性を高め金融や土地開発を有利にし、ゼネコンが安定的に利益を生む手段として利用するためである。

実際にシーガイアは10万本の保安林伐採、大規模な土地開発を行った。これが民間だけだったら都市計画法による「開発行為」の規制でとてもできない。それを一ツ葉浜防潮保安林の松林を「公園法」による公園地域に指定、審査や地域住民の合意も省き開発を行った。法を悪用して開発したのである。開発行為の許認可権を持つ宮崎県が参加した第三セクターだから可能になったのである。

“公益”の名のもとで開発し立派な建物を造ったが、赤字経営だからか、県庁、市役所、宮崎銀行など大きな企業の忘年会など全部シーガイアでしなければならなくなった。それに反抗は許されない。このため市内の飲食店街の忘年会は激減し、業者は打撃を受けた。またシーガイアへの納入も佐藤社長の系列の業者を経由しなければ納入出来ない仕組みになっていると言われている。このように零細業者は圧迫され損害を受けていることは、リゾート法の既存の業界を圧迫しないということにも反している。税金滞納業者には資金貸付けをしないが、シーガイアは9億円の税金滞納、県借入金返済が延滞しているにもかかわらず、補助金を出している。全く不公平である。

倒産寸前の状態になり、働く従業員の賃金は20%も削減され、生活そして精神的不安は大変な状態である。進学さえあきらめざるをえない状況に追い込まれている。こんな深刻な事態になぜなかったのか、バブルがはじけたからではない。見識ある県民はシーガイアの将来はこうなると最初から予見していた。意見も発信していた。それを聞こうとしなかったのは松形県政と県議会だった。

(4) 県民の世論は反対

県が60億円投入する補正予算案を提出した昨年12月、宮崎日日新聞社が世論調査を行った。反対が57%、賛成はわずか18%だった。県民の大多数は反対である。その理由は投入してもシーガイアが存続できるかどうか疑問と言う声が、反対した人の40%であった。

この県民世論を無視して、強引にすすめるという態度は民主主義に反する。県民の意見を無視してシーガイア建設を強行し、いまになって県民の財産だから60億円もの金を出す、ということに県民が納得しないのは当然である。事業経営の失敗は、県知事、幹部職員、そして県議会にも責任がある。その責任の反省は、まだ聞いたことがない。情報さえ公開しなかった。

(5) 県民にどんな利益、そして損害を与えたか

宮崎県は、シーガイアへの直接投資や関連施設などにどれだけの県費を支出し、県民にどれだけ利益が還元されたか一度も公表していない。『費用対便益』の検証は全くしていない。県民の税金

を投資しているのだから、調査して効果をチェックし問題を提起し指導すべきだが、それさえもしていないという、全く相手任せだったのである。こんな無責任さが今日の事態を生んだのである。

県民の間には、シーガイアに投下した財源を他に使ったら県民に多くの利益をもたらすことができた、福祉や教育にもっと多くの予算を使うという声は強くある。従業員の採用もいまでは全くなかったところか、最近の4ヵ月間で195人も退職者が出たと報道されたが、従業員・家族のことを思うと、身を切る思いがする。

(6) 道徳の崩壊

自営業者から「自分も補助金を貰いたい」という声を数多く聞いた。まるで合い言葉のように、こんな言葉を聞くのははじめてである。宮崎交通も援助を要請、第一不動産は青島の閉鎖したホテルの取り壊しに補助金を要請した。こんな非常識な発言や要請は、いままで誰もしなかった。なぜこんな現象が起こったのか、シーガイアの公金投入の不公平さが、道徳、精神を荒廃させることになったのである。このことは県民にさまざまな陰を長く落とすことになるだろう。

宮崎交通の杉野常務は「今の観光行政はシーガイアへの一極集中で、県内観光地がさびれて、滞在型観光が衰退した」。宮崎市の水を考える会の坂本正典さんは「畜産排水は生活排水と並んで河川汚濁の大きな原因であるが、対応が遅い。環境と資源の面から循環社会の構築を」と言っている。木城町の養豚業者は「対策を構じようにも個人の力では難しい」。高千穂町の佐藤博志さんは「中山間では農業を維持していくのは極めて困難、急傾斜地のため農道整備が遅れ、トラックを横付け出来ず、重労働で効率も上がらず、若者は都会に出て帰ってこない」。みんな深刻な話で考えさせられる。なぜシーガイアなのか…。この差別と不公平は、社会の秩序、平穏を乱す荒廃を生み出すことになる。

(7) 今後の観光

前米国商務省アジア地区観光局長サンドラ・T・蒲生さんは「サミットは直接、観光に結びつかない」と語った。JTBの大都市圏女性旅行先調査(宮日99.12.23)では、「宮崎はコンベンションとゴルフをアピールしていて、シーガイアは男性のための観光地の印象が強い。行って見たい旅先の調査では、宮崎は全国45位で佐賀県と並んで最下位だった」と報道された。このままでは宮崎の観光は落ち込むだけである。もっと宮崎のもつ自然を活かした観光開発に財政を投入した方がよい。

(8) 県民、市町村に損害負担を押しつける前に

中野広明県商工労働部長が記者会見で、宮崎市が「シーガイア基金」参加を保留していることと、市独自の観光政策を発表したことに対し、「フェニックスリゾートは現時点での運転資金こそ必要。知事は政治生命をかけて決めた。市にも同じ気持ちで考えて」とか、「泥をかぶった松形知事の意気込みが、津村市長にわかっているのか」という発言が報道された。なんという傲慢さか、市町村に押しつける前に、県民の税金をシーガイアに投入したことによる損害や不安を募らせたことを詫び、知事や県会議員がその自己責任、連帯責任をとる個人保障を行う決意を示すことが先ではないのか。県民の金だから安易に投入や賛成だったのだろうが、個人の金だったら絶対しないのではないのか、と思う。自分の身を切る真剣さが必要である。そういう立場に立つなら、税金の投入は直ちに止め、返済を求めたい。

監査委員の英断を期待したい。



6. 平野千恵子氏の意見陳述要旨

母親の立場から、税金の使い方について意見を述べさせていただきます。

今、乳幼児を育てている親たちの実情は、長引く不況のもとでのリストラ合理化の嵐の中で、収入が増えないばかりか減らされています。「医者にかからせてやりたいが、財布の中身を見てやめた。」「今月は、家族みんながインフルエンザにかかって医療費にすごくお金がかかったから、1食100円で暮らす。」という声も聞きました。本来なら食べ盛りの子どもにせめて腹いっぱい食べさせてやりたい親心を曲げて、食費まで切り詰めざるを得ない状況です。

県がこのほど3才未満児の乳幼児医療費の窓口での現物給付の実施を決めたことは、そのことを願い運動してきた者の一人としてとてもうれしいことですが、子育ての経験とまわりのお母さん方の実情を見ますと、3才から就学前までの子どもの医療費がより多くかかっています。先日知り合いの子どもさんが、気管支ぜん息で8日間入院し、5万6000円かかったそうです。

子どもの動きが活発になるとともに行動範囲も広がり、ケガをしたり、また、歯の治療も放っておけません。子どもの歯は、2才半から3才で乳歯がはえそろう、それからが大切な時期で、一生の歯は就学前に決まると言われています。現在の健康保険制度は、6才までの子どもの歯の治療などは、手間ひまがかかり丁寧にを行うために高くなっています。6歳未満児を抱える20～30代の保護者には経済的に苦しい世帯が多く、治療費はかなり家計を圧迫しています。

また4月からチャイルドシートが義務付けられていますが、買うとなれば安全性の高いものほど高額になり、若い両親にとって一層の負担になっています。

更に、無償のはずの義務教育費も家計を圧迫しています。県内のある中学校で実際にかかった費用は、入学時には制服、かばんその他で5万3100円（女子の場合）、教材費としても3万8000円、年間約10万円を越える支出となっています。その他、修学旅行費約5万円、小遣い2万円など、無償とは名ばかりの多額の出費です。

今二、三の例をあげましたが、子育てには、このように大変な経済的負担がかかります。こういう中でも私たちは家計をやりくりして、納税の義務を果たしております。それなのに、一私企業であるシーガイアに、しかも税金を9億円も滞納しているようなところに、60億円もの私たちの税金で支援する必要が、どこにあるのでしょうか。私たちの納得のいく使いみちも根拠も見通しも示せない事業体に、私たちの税金で支援することを決めた県知事、議員の金銭感覚の欠如に皆怒っています。

地方自治体の本来の仕事は、「住民の安全、健康、福祉の保持」であると地方自治法第2条で明確になっています。私たちの税金は、暮らしを守るために必要な施策にこそ使うべきではないでしょうか。21世紀の県政を担う子どもたちのために、チャイルドシート義務化への補助施策、また、乳幼児医療費の助成対象を就学前まで広げ、義務教育は無償の原則を守ることを望みます。それが、地方自治体本来のあり方だと考えます。

7. 渡部学氏の意見陳述要旨

(1) 第三セクターへの責任は出資金の範囲内と言いながら、一企業を助けるために莫大な税金を投入するのは不当である。

この点については、重複するので割愛するが、当初から経営難は予想されていたはず。様々に言い繕いながら破綻寸前になって、突然の税金投入には大きな憤りを禁じえない。

(2) 教育の仕事に従事してきた経験と、現在不登校の子どもたちの相談などにかかわっている立場から意見を申し上げたい。

① 21世紀を担う子どもたちの教育環境の整備改善は県民にとって最優先の課題であるはずだ。シーガイアの行き詰まり対策に、60億円という降って湧いたような金額を持ち出して、納得の行く審議もないままに決めたことは許せない。こんな膨大な金額の資金があ程度の論議で出せるのであれば、百年の計と言われる教育に対して、もっと子どもや保護者、学校現場の悩みにこたえる財政措置がとれるはずである。

② 30人学級は、いま現場の先生たちの悲願になっていると言っても過言ではない。単に教師だけ

でなく父母にとっても、まぎれもなく強い要求となっている。「学級崩壊」は特殊な条件の中で突然現れる現象ではないことが、文部省の調査の中でも明らかになっている。30人学級だけですべてが解決する問題ではないだろうが、せめてこれが実現すれば、もっと行き届いた教育ができることは、誰が考えても明らかである。アメリカでもクリントン大統領が一般教書演説で、小学校低学年の学級規模を1学級平均18人（現行22人）に縮小することをよびかけているが、外国の話をするまでもなく国内でもほとんどの政党がその正当性を認めている。

新年度から小学校と中学校で30人以上の学級を解消とした場合、県単独の事業として予算措置をして約80億円。臨時採用の講師で措置すれば46億円足らずでできることである。

③もう一つ例をあげれば、私学助成金がある。高校に進学する子どもたちの入試を前に、多くの親たちは県立に受かってくれと悲痛な願いを託する。これがまた、子どもたちには大変なプレッシャーになるのだが、この問題はさておいても、県立への合格を望む親たちの気持ちは学費である。そうした格差を縮める上でも大切な私学助成金だが、98年度の全国調査によれば、宮崎県は生徒1人あたり253,937円で43位。97年度の全国平均が276,527円の時245,362円だったので若干の伸びはあったものの順位は変わっていない。

④不登校になった生徒が、何とかがんばって学校までたどり着いて求める居場所が保健室である。ところが、学校には普通保健室は一つしかない。そんな悩みを抱えている子どもたちが増えるにつれて、保健室は手狭になってくる。ある日そうやって学校にたどり着いた生徒が保健室に行ってみると、保健室はいっぱい。その子は仕方なく帰宅の途中で私の居場所へやってきた。子どもたちの現状にマッチした条件が学校に確保されていないために、不登校になり中退を余儀なくされる生徒は少なくないだろう。

更に、保健室と養護教諭は現状ではとても足りないことは、教育行政に携わる人たちには十分分かっていると思う。問題は、「財政難」がこれを阻んでいるのだと思う。シーガイアに投入するお金の何分の一かでも、せめてそんな辛い思いをしている子どもたちのために使ってほしい。

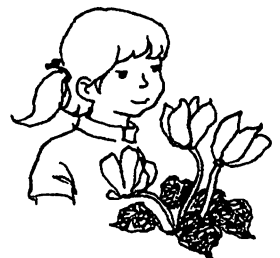
(3) もう一つは環境問題。小学校低学年の子どもに教えていて気がついたことを一つ申し上げたい。

大型開発が進み自然破壊が増大した。自然破壊は生態系を破壊すると言われているが、これは単に動植物だけではない。豊かな自然環境に囲まれて育った私たちの世代に比べて、いまの子どもたちを取り巻く自然環境の貧困さは実に驚くべき状況にある。バーチャルリアリティーという言葉があるが、ほんものの自然に代わって子どもたちに与えられる疑似体験が学力の基礎となる自然認識を乏しいものにし、そのために教室での学習にも大きな支障を来していることに気づいた。詳しく述べるゆとりはないが、こうして子どもの健全な成長を阻む自然破壊をどうしたら食い止められるかをずっと真剣に考えてほしい。シーガイアは、まさに二セ物の海を多額の料金と引き換えに提供する場所ではない。子どもはいったいそこで何を学ぶことができるのだろうか。莫大な県費を投入してシーガイアを守るというが、21世紀の郷土の発展を担うべき子どもたちのために、ほんものの自然を残すことこそ私たち大人が真剣に考えていく責任があるのではないか。

(4) 子どもの「荒れ」が大きな社会問題になっている背景には、子どもたちの大人社会に対する大きな不信感がある。

中学生や高校生は社会問題にも鋭い目を向けている。大人社会が信頼を取り戻すには、少なくとも身近な県政の中では、誰が見てもすじの通った立場が貫かれなければならないと考える。このような、すじの通らない県費の投入が、納得のいく説明もなければ、議会でもまともな議論もないままに多くの県民の反対を押し切って決められていくような県政の進め方は、とても子どもたちに胸を張って語れることではない。神奈川県警や新潟県警の分まで責任をとれとは言わないが、宮崎県政に関する限りは、子どもたちに顔向けのできるやり方を示すべきだと考える。

監査委員各位の賢明なご判断に期待したい。



8. 橋本由里氏の意見陳述要旨

私は、東諸県郡綾町在住の橋本由里です。

宮崎県が、何の見通しも展望もない一企業のシーガイアに県民の税金を 60 億円も投入することに、憤まんやる方ない思いをしていることを申し上げたいと思って参りました。

松形知事と県議会は、県民が現在どのような思いと状況で日々生活しているのか全く分かっていません。若者もまたその親の世代も、仕事がなく職安に足しげく通っています。私も、娘の仕事探しに 3 度職安に行ってみました。もちろん娘はその何倍も通いました。1 人の求人、最も多いときは 50 人以上も受験したそうです。年配の男の人が職安の入り口でどなっているのも見たそうです。私は、若いときに看護婦学校の実習で行った東京の山谷の光景を思い出しました。

実施間近の介護保険も私たちには何の安心も与えないどころか、不満と不安をもたらしていますし、私が自分の母親の介護度のことを県に訴えたならば、脅し半分の対応を受けました。保険料を取られた上に、現在の福祉より後退するなどというのはもってのほかです。

今回のシーガイアへの 60 億円投入の話を聞いたとき、「県は綾町の地域住民が誰も求めている道路の拡張をしているが、やっぱり金があり余っているもんじゃ」と思いました。何しろ 60 億円というのは、綾町の年間の一般会計予算よりもはるかに多い金額なのです。ちなみに、綾町の 2000 年度の一般会計予算(案)は 48 億円です。シーガイアは、これだけの税金を投入しても「焼け石に水」で行き詰まることは明らかであり、「サミットさえ無事に終われば良い」「せめてサミットまでは持たせたい」という考えが見え見えます。

こうした無駄金を湯水のように使う一方で、県民には耐え難い負担を強いています。その一つが、県立高校の授業料の値上げです。毎年値上げされているのではないですか？ 聞くところによると、県立高校の授業料として県に入る金は、年間約 32 億円だそうです。シーガイアに投入する 60 億円は、その約 2 倍です。つまりこのシーガイアへの 60 億円の投入を止めれば、2 年間県立高校生の授業料を免除できるということじゃないですか。県は県民の負担を軽くする手立てを本当に真剣に考えていらっしゃるんですか。私の住んでいる綾町の高校生は、隣町の県立本庄高校に通う 1 学年 30~40 人以外のほとんどは宮崎市内に通うのですから、親の負担は値上げの続く授業料のほかに、一月 2 万円を越える通学費も負担しなければなりません。自治体の奨学金よりも高い通学費であり、市内の保護者との不公平感もあります。私の娘も、町の奨学金を借りて宮崎市内の県立高校に通いました。今、この不景気の中やっと見つけた仕事で精一杯頑張っていますが、奨学金を返済できるような状況ではありません。しかし、県はこういった問題に対しても、何の対策も立てていません。

もう一点申し上げたいのは、宮崎県は県内の市町村の国民健康保険会計に補助金を出していない全国ただ一つの県ではないでしょうか。国保の保険税は市町村民にとって最も負担の大きい税金であり、長引く不景気の中、滞納もばく大なものです。立ち直る見通しもないシーガイアに 60 億円もつぎ込むお金があるのならば、県民の暮らしにもっと目を向けて下さい。

綾町はシーガイアにくる観光客が増えれば、恩恵にあずかるかのように言われています。本当にそうでしょうか。例えば本物センターは年間 3 億円を越える売上がありますが、シーガイアに来たついでに綾に来た人がお土産を買われた分がどれだけあるのでしょうか？ ほとんど無いと思います。町内・市内その周辺の方々が日常生活に必要なものを買われた積み重ねですし、またそういったものしか売っていないのです。

シーガイアに県費 60 億円、外に綾町をはじめとして市町村が金を出したとしても県民の暮らしや綾町民のくらしが、物・心いずれでも豊になることは決してないと思います。

私は 26 年前東北の宮城県から綾町に参りました。そのとき宮崎の観光地を数箇所回りましたが、宮崎についての東北の者からの強烈な印象は、人工的なものだということでした。サボテン公園のサボテンも、道端のフェニックスも天然自然なものと思っていたのですから。

こうした宮崎の観光は長く続かないだろうと思った直感が今、「当たっていたな」と悲しく思っていることを申し上げて終わります。

参考資料

久島昌志氏と伊藤一郎氏は、「すすめる会」の住民監査請求とは別にお二人で「シーガイア支援基金」の住民監査請求をし、3月17日に意見陳述をされました。参考資料として、ここに久島氏と、伊藤氏の代理人である佐藤誠氏の意見陳述書を掲載します。

1. 久島昌志氏の意見陳述

(1) はじめに

私たちは、宮崎県が総合保養地域整備法(以下「リゾート法」と言う)の指定を受けたとき、この法律が地域開発を民間主導でやることを名目にして、大企業のために減免税や道路建設などの利便提供、更には保安林解除や開発に伴う許認可を緩和する内容であり、決して真の地域開発にはならないとして反対するとともに、本当のリゾートは県民みんなが利用できる、低料金の長期滞在型の施設を、県内の自然環境を守りながら進めることを主張しました。残念ながら私たちの意見は入れられませんでした。今回県知事が議会や県民との約束を破って60億円の補助を決めたことを黙って見過ごすことはできません。これを見過ごせば、次々に県民に負担をかけるだろうと考えて監査請求しました。

(2) 地方自治法 232 条 2 にいう「公益性」は無いと思います。

① シーガイアは民間主導型の娯楽施設であり性格は私企業であります。

シーガイアは最も公益性のある潮害防備保安林を伐採して建設されました。その敷地である国有地 135 ヘクタールは、当初同社に貸し付けられ、後に同社に売り払われております。また、とらえ方によって差はありますが500億円以上の公金を投入して関連公共施設が建設されました。しかし、最近営業対策として県民向け料金が設定されましたが、基本的にはその利用料金は高く、むしろ県外観光客を対象に建設された娯楽施設であります。資本構成はフェニックス観光や、旭洋が中心となり、県・市及び地元企業が加わり、資金は第一勧銀を中心とした銀行団の融資を受けて設立された利益追求目的型の私企業であります。

設立に当たって県は1/4出資しましたが、それは昭和63年7月定例県議会で自民党工藤議員の代表質問に対し中世企画調整部長が、「リゾートの開発につきましては、民間資本を活用することにより推進する事が基本になっておりますが、一ツ葉地区においては国有林野を含めているため、その適正な活用や管理という点から」と答弁いたしました。同様の答弁を私の質問についても致しております。むしろ公益性を犠牲にして建設されたので、県民の利益を保護するために出資したのであります。従って「県の負担は出資額の限度内赤字が出ても負担しない」と言明してきたのです。

このことは、宮崎地裁のシーガイアに関する情報公開訴訟において、県自身がシーガイアは公益性がないと強調していることから裏付けられます。また、宮崎地裁判決もシーガイアが観光娯楽施設であり、公益性はないとの判断をしているのであります。

② 事業の県内経済に対する波及効果について、建設の際の業者選定に当たっても特に県内業者を優先的に取り扱ったとは考えられません。

このことについては、平成3年5月議会で由利議員が次のように質問されております。「今回の一ツ葉リゾート開発におきましては、約2000億という巨大な資金が投下されるわけであり、第一期の初期工事として五つの工事が着工されるわけでありましたが、聞き及びますところによりますと、この五つの工事に実は県内企業は一社も受注を受けないんだと、すべて県外の大手企業が請け負うんだというような話があるわけでありまして。直接投資による波及効果、本県経済の底上げという観点から見て『おっと、最初の見通しとは違いますよ』と地元企業の参画を指導するよう」質問されています。当然の質問でありましたが、実際、工事の大部分を県外の大手建設業者が請け負い、県内業者の工事量は3%しかなかったとある建設業界幹部が私に話したことがあります。また、内装は東京に本社を持つ高島屋が請け負ったのであります。松の管理やグリーンの整備はフェニックスグリーンが、リネンは一ツ葉リネンが、商品購入はフェニックスエンタープライズが、と言うように系列で事業連携しており、一般への波及効果は少ないと言わねばならず、これらの系列企業がシーガイア以外の仕事を受注し、従来の県内企業を圧迫している側面もあるのであります。

③県は雇用が大きいこと、他産業への波及効果が大きいことをもって公益性があるように主張するが、それはあたらない。

企業の公益性とは、その事業活動が地域住民の大部分に利益を与えるものであってもそれは営業上の行為であるから、その事業活動によって直接地方公共団体や住民に利益を生ぜしめるものとはいえない。営利企業の場合、その事業が公益のため(離島航路や僻地への医師派遣など)採算性を犠牲にしているというような特別の事情がある場合に限るのであるとされております。県内では今まで、大小様々、誘致企業を含めて倒産或いは撤退しましたが、雇用や他産業への影響が有るということでこれらの企業に補助金を出したことは無いのであります。

④知事は、「宮崎が国際会議都市、国際観光都市として発展するために必要不可欠の施設」(平成11年11月議会・提案説明)とも述べているが、この発想自体がリゾート法に反し、また県民の利益にはつながらないものです。

リゾート法第1条(目的)で、この法律は「・・・国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、リクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ促進する措置を講ずる事により、ゆとりのある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺の地域の振興を図り、もって国民の福祉の向上並びに国土及び国民経済の均衡ある発展に寄与する事を目的とする」とあります。

この法律の描く地域像＝“国民の余暇活動のための滞在型の施設を作り、国民の福祉の向上をはかる”ことと、“国際会議のための施設、諸外国からの観光客を誘致する施設とその都市像”

(これは県が県内6地域の計画のうちツ葉地域を「国際海浜コンベンションリゾート」と名付けてから喧伝されるようになったのですが)とは、明らかに異質なものであります。

県は会議誘致や国外観光客誘致を躍起になって進めているがその成果が上がらず、観光客の停滞やシーガイアが膨大な累積赤字を抱えていることは、この方向での宮崎の経済浮揚が期待できないことはすでに事実で示されています。

そして一方、霧島の高千穂牧場や、照葉樹林の綾、日南海岸・飫肥など厳しい経済環境の中でも健闘している様に、本県の基幹産業である農林漁業や地場産業、自然や歴史と結びついたリゾート・観光こそが集客の継続性、発展性があり、県民の利益に叶うことを証明しております。

また、宮崎市南部を中心に9校の大学があり、その定員は1万名を越えます。1万名が日常生活をする事は、その消費は365万人の観光客に匹敵し、シーガイアの集客力を超えます。学生たちの学習環境を整え、国外特に東南アジアの学生諸君をおおいにむかえて国際交流を深める、本県の温かい気候と総合運動公園を核としたスポーツ施設を活用する等して、スポーツ・文化・国際交流都市のイメージのほうがかえって将来性があるとも言えるのであります。

私は計画策定当時、真のリゾートとは、恵まれた自然のなかで長期に滞在し、リフレッシュできる、低料金の施設を作ることとを主張いたしました。ところが民間主導のもとに、国際コンベンションリゾートなどと名付けて、むしろリゾートとは異質の大型施設を作ったことが今日の膨大な累積赤字を生む原因になっていることは明らかです。いわば、リゾート法違反の施設を作り、生まれた赤字に貴重な県民の税金を使うことは許されないと考えます。

⑤同社の破綻は目に見えており、58億円はいわば捨て金になり、事業効果は期待できず、従って公益もなく違法な支出であります。

第11期決算をもとに分析しても破綻は明らかである。まず、第11期決算で、流動負債が1,231億円と前年度に比べ、1,000億円以上も増加している。その支払いは本年3月31日までに到来する。しかも平成11年度中の売り上げは181億8,300万円、126億2,200万円の欠損、未処理損失は1,241億3,400万円に増える見込みであります。

平成12年度は累積赤字は更に増え、1,350億3,100万円になると言うのであります。破綻しないと考えるほうがおかしい。その上、最大の融資銀行であり幹事行である第一勧銀は三行合併をひかえて融資を打ち切り、今後の見通しも明らかにしていない。また、912株・15.2%の出資比率を持つ(株)旭洋は会社を分離し、大部分は別会社に移ったというのである。設立当時資金的バックと県が言ってきた(株)旭洋は、いわば逃げたのであります。

フ社の申請は、この様な具体的な改善計画を持っているのでそのためにと言うのではなく、これから経営改善計画を策定すると言うのである。全く事業効果の見えない支出であり、違法であります。

⑥県知事は観光・リゾート産業全体の振興のための基金であり産業政策の一環であると言っている

が、事業の経過から見て、銀行の融資ストップで苦境にたったシーガイア救済のためであることは明らかであり、観光・リゾート産業振興のためというのとは取って付けた理由にすぎません。

今回の予算 60 億円のうち 58 億円がシーガイアに投入されることから明白であります。産業政策であるなら、不況に伴う観光・リゾート産業の落ち込みは今に始まったことではない。議会や観光審議会でも十分議論した上で振興条例を作り観光産業全体に対する援助策を講じ、当初予算に計上すべきであって、シーガイアに対する銀行の融資がストップしたとたんに、企業の言うとおりあわてて 60 億円を予算化したことからみても、産業政策であるなどは到底いえないのであります。

また、国民宿舎「青島」を閉鎖することを、3 月議会に提案しています。宮崎を代表する青島。国民宿舎を改築して多くの国民に利用してもらうことが、公益にかなない、観光・リゾートの発展につながるのです。しかも建築費全額は起債でまかなえ、それは利用料で返せるのですから、金はいらず景気浮揚にもなるのです。

- ⑦産業政策であることを形作るため、(財)宮崎コンベンション・ビューローに補助し、同法人が基金を積み立てて取り崩す方法を取り、議会で補助決定後に寄付行為の変更を行うなど辻褄合わせを行いました。

(財)宮崎コンベンション・ビューローや(株)フェニックスリゾートの役員構成を見れば明らかにトンネル補助であります。例えば、コンベンション・ビューローの会長である塩見一郎氏はフ社の発起人であり、フ社の役員もビューローの役員に名を連ねています。また、ビューローの職員は県 3 名、市 1 名、フ社、宮交、宮銀、商工会議所それぞれ 1 名です。直接補助でないためにコンベンション・ビューローからシーガイアに補助した 58 億円の使途については監査権限もなく、議会の決算審査の対象にもならない。例えば 58 億円が労働者のために、業者の皆さんにどう支払われたか、全然監査できないのです。いわば闇に消えてしまうのである。行政の執行者が行政関係法の穴をくぐるようなやり方は、ますます違法性を重ねることになります。

(3) 本件支出の不当性について検討してみます

- ①今回シーガイアに対して 58 億円を、「つなぎ資金」「運転資金」として補助するのであるが、県が行っている企業向けの助成制度と較べて著しく不公平であり不当であります。

従来、宮崎県は企業の「運転資金」にたいして「貸付制度」はあっても「補助制度」はなく、今回の 58 億円もの補助は著しく行政の公平性を欠くものである。企業は本来その経営努力によって利益を上げることが目的としている。したがって資金を貸し付け、企業努力によって利益を上げて償還してもらうことが地域産業の発展にも役立ち、税収の増加も期待できるのであって、中小企業に対しては、低利や据置き期間のある融資制度を設けているのであります。現在個人商店に対する補助制度はない。

地域振興を目的として、新産業都市法、低開法、テクノポリス法等の指定を受けた地域に企業が進出する際、減免税、融資と共に、助成制度があるが、あくまでも企業の立地、拡張に限るもので、それ以外にはない。しかも当初は公益性の観点から進出企業の労働者福祉のため厚生施設の建設という条件がついていた。平成 6 年からその条件はなくなったが、雇用労働者 1 人あたりで計算し、上限がある。この制度は企業進出にともなうもので「運転資金」「つなぎ資金」とは性質を異にしますが、百歩下ってこの制度と比べても遥かに不公平である。今回はその基準の数十倍であります。

シーガイアに対してはリゾート法に基づいて不動産取得税を免税し、60 億円を無利子で貸し付けている。これ以上の補助を出すどんな根拠もない。しかも、シーガイアは集客数の減少や経営難から当初 2,000 名と言っていた従業員数も、現在では 884 名(第 11 期決算)に減少しているのであり、新聞報道によれば更に 194 人が退職したというのであります。

- ②シーガイアの経営危機は採算無視の大規模施設が原因、しかも議員にも事業の内容を明かさず進められた。

「低料金で長期滞在型」という本来の「リゾート」型でなく、自然を破壊し巨大な施設を作った「観光客」相手の施設だからである。それは「バブル」のなかで、莫大な投資と巨大な施設作りで利益を追求しようとした銀行資本とゼネコンの事業の結果である。この様な巨大な施設作りであるのに 7,500 万円の出資及び 60 億円の無利子貸付以外は、議会審議の対象にもなっていない。建設当初私はこの計画の過大性を指摘した。実現不可能な計画であるとともに、県内観光が 1 極集中になることも指摘した。それが現実になっている。

また、事業規模が大きくなり採算性が懸念され、議会での論議のために議員側から事業の経営内容について質問が出たが、取締役として出納長を派遣しながら県がつかんだ情報を、県民にも県議会にも「私企業」ということで情報公開しようとしなかった。いわば議会には相談無くことを進めているのです。赤字の累積を抱えながら、経営の先行きを心配する議員の質問に対しても企業において努力されていると答え、平成13年には黒字に転化すると答えていた。この間、県知事は県が出資し60億円もの無利子融資をした企業でありながら、一度も監査を指示せず、監査委員も一回の事務監査を行ったのみであった。

民間主導と言うことで十分な指導もさせないこの様な状況で、主力銀行が融資を打ち切るや要求どおり58億円を補助するなど、不当の極みと言わねばならない。

- ③昨年11月議会で60億円をそっくり、11年度予算に計上したことも、予算の単年度主義の原則に反し、正しくない予算編成であった。その後明らかになったように会社の言い分によっても、年度内に必要なのは25億円であり、他は翌年度必要な額である。予算編成としては当然12年度に予算化すべきものであった。
- ④昨年6月26日の株主総会では退任する15人の取締役に退職慰労金を贈呈する議案が可決された。膨大な累積赤字を出し、その責任を負うべき役員には退職慰労金を贈呈する一方で、県に補助金を要求するなど許されない。また、補助金申請書の従業員の数は1,534名であるが、平成11年6月期の決算にある従業員数は884名で、明らかに誤差がある。決算書によれば他に、外部からの出向者やパートを採用しているとの事であるが、重要な労働者に関する状況をあいまいにして企業の言うとおりに補助するなど認められない。
- ⑤平成11年5月20日、自治省は「第三セクターに関する指針」を出し、県に通達した。そのリンク付けによれば〔C〕に該当することは明らかである。そこでは、「経営の悪化が深刻であり、かつ、将来の経営改善の可能性がないと判断されるものについては、問題を先送りせず、早急に対処方策を検討。責任分担の透明性の確保等の観点から清算に係る法的手続きの活用についても検討すべき。債権債務関係の整理に当たって、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担、あるいはあらかじめリスク分担を決めている場合はそれに止まるというのが原則で、過度の負担を負うことのないようにすべき」としており、この自治省の方針にも反し、今回の補助が更なる負担に繋がるおそれも考えられるのであります。
- ⑥県議会商工建設委員会に提出された判例は、いずれも今回の支出を合法化する根拠になりません。「公益性」を非常に厳密に考えていることがわかります。
 - 熊本県南関町の例：同町には工場設置奨励条例が施行されており、補助金の額が3年間で300万円であり、工場設置奨励条例に準じて交付したことは公益上の必要性を満たすと判決しているのであります。今回の場合、シーガイアは本県条例の適用を受けていること、運転資金に補助する制度は全くないこと。百歩下って先に上げた工場進出にともなう補助要綱と比べても、数十倍の不当な多額であり不当である。
 - 岐阜県美濃加茂市の日立カラーテレビ工場進出をめぐる問題：工場の設立により労働者の雇用が増え、固定資産税の増収が期待できたこと。本件の場合すでにリゾート法に基づく援助を受けていること、事業拡大に期待が持てないこと、金額が巨額に上がることから例にはならない。
 - 埼玉県上尾市の場合：鉄道の駅に対する補助は、公益性が認められること。補助の約2/3、3億4,000万円のうち2億3,150万円が商工会議所の会員が上尾市に寄付した特定寄付を財源としていたことから認めているのであります。全額を県の補助を財源としている本件とは事情が異なることを考慮すべきであります。

(4) むすび

全体を通してみると

- ①銀行は2,000億円を投資して、約500億円の利子収入を得て、2,700億円の債権を持っています。
- ②2,000億円の工事を請け負ったゼネコンは、それなりの利益を受けたでしょう。
- ③宮崎県・市は500億円以上の関連公共事業をやりました。国庫補助はなく、ほとんど起債ですから借金になって残り、将来県民が払わねばなりません。
- ④県民は最も公益性のたかい県民共有の財産である国有林と保安林を失いました。長年住んだ住宅を追われた人もいます。

そして残った結果は、

- ①サミット外相会合を控えた今になって銀行は融資を打ち切り、すましています。経営に携わった取締役は退職慰労金の贈呈を受けて退任しました。ゼネコンもいささかなりとも協力姿勢を示していません。
- ②法律を作った国、外相会合のためにもシーガイアを当面存続させねばならないいわば一番公益を受ける国は、一円も負担しておりません。
- ③何故県民が貴重な税金 60 億円を寄付しなければならないのでしょうか。その理由は、全くない。シーガイアが膨大な赤字を抱えている以上、資本主義のルールに則り、破産の手続きも選択肢の一つです。そうすれば、135 ヘクタールの土地は国有財産法の規定によって国は買い戻し、再び県民の財産になる可能性も開けると考えます。

2.伊藤一郎氏の代理人佐藤誠氏の意見陳述

[意見の中心点]

松形県知事はシーガイアの経営危機に関して、県議会で繰り返し「県の責任は出資額の 7,500 万円が限度であり、新たな税金投入はありえない」と答弁してきた。にもかかわらず、突如としてシーガイア支援を目的として 100 億円「基金」構想をうちだし、県費 60 億円を投入したのは、シーガイアの中心銀行である第一勧銀が銀行統合の条件づくりと関連して出してきた要求にもとづくものであり、政策的必然性はなく、県民への公約や県民の要求にもとづくものではない。

従って、公益性はなく不当な支出である。

[意見の詳細]

(1)突如として県費補助をうち出してきた原因と不当性について

- ①松形県知事は、99 年 3 月期決算で第 3 セクター・フェニックスリゾート社の累積赤字が 1,115 億円と発表された時にも県費投入の考えは全く示さず、またその事態について前屋敷恵美日本共産党県議会議員が 6 月 8 日におこなった一般質問にたいしても、「経営はフェニックス社が責任をもって行っているところでありまして、県は出資額 7,500 万円を限度とした責任を負うものであると考えております」と明言していました。

ところが、5 ヶ月後の 99 年 11 月 17 日に、突如として県 60 億円、宮崎市 30 億円、その他の周辺自治体 10 億円、計 100 億円の税金投入による「シーガイア支援基金構想」を発表し、11 月県議会で 60 億円の県費投入を採択させたのであります。

- ②なぜこうした激変がおきたのか、それはシーガイアの借入金 2,629 億円(99 年 3 月期決算)のうち 1,489 億円を融資している第一勧銀が、9 月 27 日に「フェニックスリゾートに融資継続は困難」と通告したところから始まりました。このため 1 ヶ月 15 億円の運営費が困難になったとして、松形県政は、突如税金による支援をうちだしてきたのであります。

しかし、この措置は一時しのぎであって、シーガイアの経営危機をなんら解決するものではありません。こうした「経営困難だから税金投入を」というルールに乗れば、膨大な赤字をかかえているシーガイアのために、県民は果てしない支援の泥沼に引き込まれないとも限りません。

- ③問題は、第 1 勧銀の融資打ち切りが、あくまでも自己の都合にもとづくもので不当なことであります。

第一勧銀は、2000 年秋までに富士銀行、日本興業銀行と統合しようとしており、その計画が 8 月 20 日に発表されました。その条件づくりとして 3 銀行ともに不良債権の整理を急ぐことにしています。その不良債権は莫大なもので、「文芸春秋」の昨年 12 月号に掲載された佐藤章氏の論文「第一勧銀巨額不良債権を暴く」によれば、第 1 勧銀の不良債権は公表されているものだけでも 2 兆 2,500 億円、同じように富士銀行が 1 兆 3,800 億円、日本興業銀行が 1 兆 8,700 億円にのぼっています。

第一勧銀は、この不良債権整理をすすめるために、フェニックスリゾート社の累積赤字が厄介なものとなり、その解決をはかって同社へ、合理化計画・リストラ計画を強要し、「経営再建計画」の如何によってはシーガイアを切り捨てる方針を決めているとも伝えられています。そしてこうした方針のもとに、今回シーガイアへの融資打ち切りが通告されたわけであります。

- ④その「経営再建計画」の柱が、①人件費削減、②売り上げ増強、③運営費削減、④行政の財政出動、

であることは、昨年 10 月 8 日に打ち出された通りです。そして、その行政の財政出動という方針を具体化したのが今回のシーガイア運営費への税金投入であります。知事の主体的判断から始められものではなく、第一勧銀の一方的な要求とそれに知事が従ったというのが、真実の姿なのであります。

(2) 県民の財産を利用し、利潤追及をめざしてきた第一勧銀とシーガイア

①第一勧銀は、設立当初からシーガイアに資金も人も送り込んで実質上フェニックスリゾート社を支配してきました。同社に対する貸し付け金が、1,489 億円(99 年 3 月期決算)で、借入金総額 2,629 億円の 66%を占めていることは、先に述べた通りです。更に、人事についても、第一勧銀は中心的幹部の内田恒雄氏をフェニックスリゾート社の取締役最高顧問にすえるなど、要所要所に役員を送り込んで運営をリードしてきました。それは、1988 年に成立した、「リゾート法」を利用し、リゾート分野で開発をすすめて利潤追求をはかろうとする新たな投資戦略に基づいたものでした。その結果としてのシーガイア事業は、巨大施設中心の開発にならざるを得ず、国民が自然環境のもとで気軽に安い費用で利用できる本来のリゾートとは全くかけ離れたものとなったのであります。当然、高い料金などから利用者は計画通りにいかず、バブル崩壊とも重なって、今日の破滅寸前の事態に至ったのであります。その責任が実質上の経営者である第一勧銀を中心とする企業にあることは明確です。そのことは、谷口善典氏が県会議員時代から長年にわたりフェニックスリゾート社の決算公開を要求し裁判で争っても、企業秘密として応じることなく、自ら企業責任を任じてきたことでも明らかです。従って、企業が今後のシーガイアの展望を含めて責任を果たしていくというのが、資本主義の本来のルールであります。

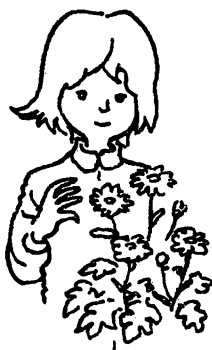
②これまでフェニックスリゾート社が県民の財産を利用し便宜を受けてきたことは、はかりしれないものです。一ツ葉浜の国有林・防潮林 10 万本の伐採が松形県知事によって許可され、135 ヘクタールの国有林地が同じく松形知事の積極的役割で時価の 10 分の 1 とも言われる 100 億円で購入されました。そして直接の投資でも宮崎県と宮崎市により、道路・上下水道・公園・人工ビーチ・港湾整備などシーガイア関連事業に 673 億円が投入されてきました。また、県はシーガイアの広告費を毎年 2 億円使い、60 億円を無利子無担保でフェニックスリゾート社に貸出し、宮崎市は固定資産税を減免しました。更に、会議などシーガイア利用を促進し一極集中をすすめてきましたので、宮崎市中心街や県下全域の観光地に大きな悪影響をもたらしました。こうしてシーガイアが恩恵を受けた金額は 1,500 億円を下らないといっても良いかと思えます。

こうした経過に加えて、更に県民にシーガイアのための負担を押し付けることは許されません。しかも、サミット外相会議を目前にした、切羽詰った時期を選んで県費投入を要求することは、「やむを得ない」とする世論を誘導するものとしても卑劣な態度であります。

(3) 結論

- ①県費 60 億円の「シーガイア支援基金」は、県民の利益や観光の発展のために打ち出されてきたものではありません。第一勧銀のおどしに屈伏し、銀行の都合にあわせるための出費です。
- ②今回の出費はシーガイア危機へのわずかな期間の延命策であり、今のままではシーガイアの倒産は必至です。従って、そこに県費を投入することは、浪費であり無駄づかいであります。
- ③シーガイア危機への県政の正しい対応は、資本主義のルールに沿ってあくまでも企業が責任を果たすことを、第一勧銀に強く求めていく以外にありません。

以上の趣旨から、県民無視の、公益に反する「シーガイア基金」の撤回を求めるものです。



「私企業なら特別背任」県財政に余裕ない

シーガイア基金住民監査請求

税金投入の違法性主張

市民団体が意見陳述

県がシーガイア支援を目的とした基金に六十億円を支出したのは「公益性がなく違法」として、高崎市の市民団体が住民監査請求した問題で、市民団体の代表らが十四日、県監査委に直接意見を述べた。代表らは「出資した知事は、私企業なら特別背任にあたる」などと税金投入の違法性を指摘。意見陳述後の報告会で、四月上旬にも二次請求に踏み切る方針を確認した。

来月にも2次請求へ

監査請求しているのは、ふる「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会（代表・後藤好成弁護士）。意見陳述した代表八人のほか、請求人約三十人が出席した。



シーガイア基金に対する住民監査請求で県監査委に意見陳述する請求人代表の後藤弁護士

代表の後藤弁護士は、シーガイアを運営する第三セクター、フェニックスリゾートの売上高推移などのデータを基に「シーガイアの利用率や売り上げは県観光全体の二割弱なのに、基金の九割以上を投入するのは公平性を欠く」「県財政に余裕がないのに六十億円を構想発表からわずか二カ月で支出できるのは異常な財政感覚」と疑問をぶつけた。

郡城市の主婦、入江秀子さんは「公金投入は傷口をいつそう深めることになる。東京から移り住み、高崎は寛大な人が多いと感じているが、シーガイアについてはみ

んな怒っている」と監査委員に訴えた。

「すめる会」は二月に約千人の署名を添えて監査請求。県監査委は四月十八日までに結論を出す。

シーガイア基金

「県民の半数以上反対」

監査請求
意見陳述
提出不当性を訴え公金支出の不当性を述べる後藤代表（正面前列）
＝14日午後、県庁

「シーガイア支援基金」の宮崎コンベンション・ビル住民監査請求をすすめる「ユーロ」に支出した六十億（同）が、県監査委員に対し、田の返還を、松形知事に勧めて住民監査請求していた。意見を求めるため、八日陳述は十四日、県庁で行った。同会は基金運用「フエニックスリゾート」に

公金性はなく、公金支出は違法」「県民の半数以上が反対している」「教育、医療など他分野に税金の使い道がある」と訴えた。意見陳述には大石剛一郎、香月赫夫、由利英治（県議会議員）、坂口博美（同）の四監査委員全員が出席し、同会のメンバー四十人も同席した。意見を参考して監査委員は来月十八日まで監査結果を出す。陳述の前に、同会代表の後藤好成弁護士が「地方自治法に定めた住民の権利を多くの人が行使したのは画期的なこと。県民の立場で厳正な監査を要望したい」とあいさつ。大石監査委員も「監査の参考意見として意見をうかがいたい」と話した。後藤代表はシーガイアに公金性がない根拠、累積赤字が増える経営、県債残高が膨らむ県が一企業に公金を拠出する不当性など三項目の論点を展開。「将来、倒産の可能性の高い企業に無償で公金を投入してどんな公益性があるのか。自治省の指針にも反し、他の観光業者にも不公平な施策だ」と述べた。ほかの請求人も「なぜ県民世論が反映されないのか」「固定資産税や県の融資を滞納している企業に、資金供与するのは企業を倒産させる」「福祉、教育、医療など県民が困窮している状態に行政は支援すべきにならざるを得ない」と述べた。同会は先月十八日、二千三百八十八人が署名して監査請求。このうち、県外在住者、未成年を除く千九百六十一人が請求人として正式に受理された。

シーガイア基金

「県の支出は捨て金」

住民監査請求
意見陳述
市民ら違法性主張

意見陳述する後藤弁護士（左から2人目） 県庁で

宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」を支援する基金に、県が税金六十億円を拠出したのは違法として、市民グループが拠出金の返還を求めた住民監査請求の意見陳述が十四日、県庁で開かれた。代表の後藤好成弁護士ら八人が「シーガイアは観光振興施設に過ぎず、公金支出は公益性がない」と述べた。

後藤弁護士は、シーガイアは営業を続けるは「累積赤字が増える経営破たん状態にあり、捨て金になると指摘したうえで、「公金投入は『県の責任は出資の範囲内』とした県知事の公約に違反する。観光振興の振興をうたいながら、六十億円のうち五十八億円をシーガイアに支出するのは不公平だ」と主張した。また、児玉武夫さん（同）は「県がシーガイアに投入した費用に対し、県民が得ただけ利益を得たかという『費用対効果』を検証すべきだ」と訴えた。事務局の木佐貫文代さん（同）は県民から寄せられた

「サミットまでの食いっなきに過ぎない」「存続させても人が来るとは限らない」 県監査委員は、請求があった日の翌日から六十日以内、四月十八日までに結論を出す。

シーガイア基金

「フ社への補助は捨て金」

住民監査請求 8人が意見陳述

シーガイアを運営する第三セクター・フェニックスリゾート社の支援を主目的に県の提唱で創設された「国際コンベンション・リゾートみやぎ振興基金」に県が60億円を出資したことに對し、全額を県に戻すよう松形祐亮知事に求め、県監査委員に住民監査請求した県民のうち8人が14日、県庁で意見陳述し、県の対応を批判した。

【奥田 伸一】

8人は市民グループ「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会「代表の後藤好成弁護士と、主婦、商店主。

陳述ではまず後藤弁護士が「フ社は昨年3月期で1115億円の累積赤字を計上している。シーガイアは利用客の減少が続いている。③フ社は主力銀行の第一勧業銀行から融資の一部を停止されている——ことなどを挙げ「フ社に経営改善の

見込みはなく、基金からの補助は「捨て金だ」と述べた。また小林市真方、飲食店経営、栗原哲夫さん(66)は「(店を訪れた)どの観光客に聞いても『シーガイアには行っていない』と言う。私は恩恵を感じたことはない」▽都城市関之尾町、主

婦、入江秀子さん(57)は「近所でシーガイアが県民の役に立っているとの声は聞いたことがない」などと述べ、県が主張する観光客の集客効果などシーガイアの「公益性」に反論した。県監査委員は意見陳述などを参考に、4月18日までに請求の可否を決定する。



読売新聞
2000年3月15日

シーガイア基金
違法・不当と主張

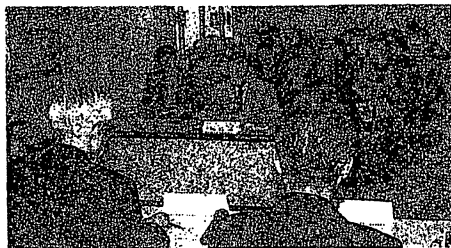
住民監査請求意見陳述

松形知事が「シーガイア支援基金」に六十億円を出したの違法として、市民グループが県監査委員に、拠出金返還を知事に勧告するよう求めている住民監査請求で、十四日、請求者の代表八人による意見陳述が行われた。

請求しているのは「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会(代表・後藤好成弁護士)。趣旨に賛同した二十四十一人(うち七十一人が取り下げ)が先月末、連名で請求し、県監査委員は千九百六十一

人分を受理した。陳述で、後藤弁護士は、シーガイアが営利目的の私企業で、実質破たんしているのに県が税金を投入したことは違法・不当と主張。「経営改善のためにどのよう理由でどのくらい支援が必要なのか、使い方も明らかにすべき問題だ」とした。

小林市の飲食店経営者(66)は「六十億円は私の店



意見陳述する住民監査の請求者

の売り上げの六十年分。働く人のために使ってほしい」、宮崎市の団体役員の女性(48)は「子供を育てている家庭は家計が苦しいが、税金はきちんと納めている。なのに税金を九億円も滞納している会社になぜ補助するのか、納得できない」などと訴えた。監査委員はこれらの意見を踏まえて監査を行い、四月十八日までに監査結果をまとめ、通知する。

